

て、功を他藩に先せられんことを屑いさぎよしとせず、自から冒險的に側面攻撃に轉じた。彼等は兵員寡少くわせうであつたが、何れも勇を鼓して潜行せんかうし、市街南側に出で、人家を隔るへだつ二三百米の畑中より抜刀突貫す。敵兵狼狽ろうばい遁去のがれさる。長兵は其の北にぐるを追うて、街路に出で、敵の放棄ほうきせる大砲二門を戦利品とした。

長兵苦戦

敵は或は人家に據りて、樓上より射撃し、或は貯水桶を利用して、敵眼を遮蔽しやへいし、稍頑強なる抵抗ていかうを試み、一度放棄ほうきしたる大砲を回收せんが爲め、屢ば抜刀にて來り迫り、遂つひに其一を奪ひ返し、且つ別に一部兵を、市街の南側に出して、以て挾撃けふげきせんとした。長兵は此に於て兵を分ち、一を市街内に止めて、大砲を守り、一を以て南側より來る敵兵に備へた。此間敵兵一去一來、長兵尤も苦戦したが、遂つひに一步も退かず。此時敵の遺棄したる大砲を利用せんとしたが、敵彈藥を剩あまさなかつた爲め、大垣藩兵の三十斤砲の彈丸だんぐわんを以て、發射したが、砲の口徑、彈丸より大なりしを以て、命中の功を奏しなかつた。然も其の礮聲はうせいに依りて、敵の兵氣頗る沮喪そさうした。

遂に築田  
占領

既にして其の一彈丸敵の占據せる貯水桶ちよすくのせけに中り、轟然破れて、水街上に溢あふる。敵大に驚き、益す其氣を奪はる。此時本道の敵兵も漸次動搖を初め、長兵勢に乗じて、突進、又突進、急射、奮闘ふんとう。而して薩兵、大垣兵亦た急進突撃し、敵遂つひに支ふる能はず、日光街道をば宇都宮方位に敗走した。此の戦鬪約三四時、敵兵死傷百餘人。長兵にては伊藤十郎以下傷者三四名、十郎は歸りて熊谷に至つて死した。既にして官軍は築田を占領したが、寡兵くわへいの爲めに敵兵を追撃して、之を塵みなごろしにする能はなかつたのは、遺憾であつた。尙又た長藩の榎崎頼三、原田良八等は急を聞き、中軍より築田に來著した。

【九〇】 東山道本軍の進行 (二)

東山道本  
軍の編制

東山道の總軍は、薩は四番、五番、六番の三隊にして、四番隊長は川村與十郎(後伯爵川村純義)、五番隊長は野津七左衛門(鎮雄)、六番隊長野津七次(道貫)、それに



砲隊、即ち大山彌助（後元帥大山巖）の率ゐたる二番砲隊左半隊、大砲五門、それに小荷駄若干にして、計四百七十二人。長は第一大隊二番中隊司令檜崎頼三、合併中隊小隊長長口羽兵部、同小隊長原田良八にして、其の人員三百九人、而して土藩は六百餘（参照 五三—五六）、因州七百九十六、大垣四百三、彦根八百九、高須五十、總計約三千五百であつた。而して前記築田の戦争には、長軍の働らきは、既記の通りだが（参照 八九）、薩兵は、専ら川村隊が其任に當つた。

東山道軍は、二月二十一日、大垣出發以來、大なる事件もなく、諏訪、碓氷を経て、三月六日には武州深谷に達した。この地で「砲を有する徳川幕府の脱走兵千五百、武州築田に屯す」との情報を得て、薩一隊百二〇、長二〇、大垣四八の聯合支隊を、これが討伐に派遣することゝなつた。これは東山道軍としては緒戦とも稱す可き大切な戦闘であり、敵は火砲を有するに拘らず、よくも二百足らずの討伐隊を編成したものである。參謀伊地知正治は、此の大任を川村四番隊に授けた。果然川村は、完全に所命を果した。三月九日拂曉朝霧に乘じ、

築田の勝利

一舉に之を奇襲撃攘し、敵屍百三と、四斤砲二門、ポルト砲四挺とを土産として凱陣した。然かも官軍の死傷は僅少十名を出でなかつた。この大捷は、三月六日、板垣支隊の甲府東方勝沼の戦捷と共に、當時喧傳せられ、全官軍の士氣を鼓舞したるものであつて、有形無形上、共に緒戦の効果を全うしたるものであつた。（伊地知正治小傳）

桶川に次

此の如く東山道軍に於ては、其の支隊が勝沼に於て、而して本軍が築田に於て、何れも手柄を顯はし、今や本支兩隊共に、肅々として江戸に向つて進向した。乃ち三月十一日には總督岩倉具定、副總督同八千丸（具經）は、武州熊谷を發して桶川驛に次した。同夜中井範五郎は、大總督府より歸營し、大總督府參謀の書翰を齎らした。

貴札令拜見候。追日御進軍、軍務御多端令遠察候。抑甲州模様難捨置事情に付、土因兩藩分隊にて被差遣候由、令承知候。右難捨置事情、來使中井範五郎より演舌、是又承知候。並甲州、江戸等探索書令落手候。附而者江戸地

大總督府參謀書翰



進入之儀、今日軍議に而、三道共に來る十五日進入之御決定に候。於東山道も右御心得、期限相違不仕様、夫々御手合せ有之度候。

一 肩印之事、於當道者、悉右之肩に附有之候間、尙右之趣、朝廷へ御申上可然候。此段大總督宮（有栖川宮熾仁親王）被仰出候間、申入候也。

三月 六 日

大總督府參謀

岩倉大夫殿

同 八千丸殿

別紙軍令

別紙軍令に曰く、

一 江戸城進撃之期限、來る十五日御決定之事。

一 攻撃戰爭等之儀は、先鋒總督府へ御委任は勿論候事。

一 若し旗本或は諸藩より慶喜歎願之儀杯申出候共、先鋒にて決而御取上げ有之間敷、若し可然實効も相立有之候は、大總督へ申出候様被相答、歎願等

には、無頓著にて、舉城拔巢之策、速に御配運之事。

此の如き大總督府の軍令を受け、東山道本軍は愈よ三月十五日を期し、江戸城に肉薄することとなつた。

【九一】 東山道本軍の進行 (三)

蕨驛に次 三月十二日は、岩倉具定、同八千丸の正副總督は、進んで蕨驛に次した。當日鴻巢羽生等の地方に匪徒蜂起の報を得て、幕僚北島千太郎、長藩祖式金八郎をして、須坂藩の兵を率ゐて、之を平げしめ、忍藩に命じて之を援けしめた。

忍羽生を 三月十日長藩兵一中隊は、榑崎頼三之を率ひ、羽生村の敵巢を掃除するの目的を以て、築田を發し、羽生に向て行進す。是より先き忍藩兵若干羽生村に屯す。官軍（長藩兵）聞て、先づ之を撃退せんとす。忍藩重臣等、榑崎等を途に迎へて、其兵を羽生に置きたるは、再び幕兵をして占領せしめざらんが爲めなりと稱し、



頻りに他意なきことを陳謝す。榑崎等因て忍藩兵の羽生にある者を、盡く撤退せしめ、其の陣屋を焼き、行て忍城に薄り、其の向背を糺す。忍藩重臣丹羽蔀屠腹して罪を謝す。十一日榑崎及び小隊長二名(梨羽才吉、草刈藤次)城内に入り、榑崎は藩主松平下總守に、其病室に面し、且つ重臣の謝状を領收す。

(重臣の謝状)

御應接の上、以來賊徒領内へ立入せ申間敷候。依て一札如此。

三月十一日

鳥居強右衛門判

榑崎頼三殿

梨羽才吉殿〔防長回天史〕

江戸總攻  
撃部署

此れにて沿道は無事なるを得、十三日には正副總督は、軍を進めて板橋驛に次す。而して十四日には、いよいよ翌十五日江戸城攻撃に付き、諸隊を部署し、薩長二藩各一小隊、彦根、大垣二藩各一中隊を斥候として進軍を命じ、且つ薩、長、彦

根、大垣、岩村、飯田、加納、磐城平、岩村田、西大路等諸藩の兵に令して、戦鬪の準備をなさしめた。其文に曰く。

軍令狀

大總督宮御下知被爲在候に付、明十五日進軍被仰出候。辰刻(午前八時)斥候隊御繰出に相成候間、人數相揃候上、可被届出候。其節右隊中へ御旗御渡しに可相成候。右之外先手並中軍諸隊は、出陣の用意にて、御指揮可相待事。

- 一 小荷駄は、列藩相應に警衛人數相添、先當宿内に殘置候様可被相心得候。
  - 一 出軍之兵食は、各二度分の腰兵糧用意にて、可被罷出候。
  - 一 兵糧差繼之儀、中途難義に候はゞ、警衛を附可差通候。
- 右之通被仰出候事。

追て先達而被下置候錦御肩印、明十五日より改而左肩に附可申様被仰出候間、此段御心得可被成候事。

三月十四日

總督府參謀

而して板垣支隊は、十一日八王寺に著し、千人組を慰撫し、十三日府中驛に次し、

進撃延期  
の命

九一 東山道本軍の進行(三)



十四日江戸四谷高遠藩邸に著した。此に於て東山道軍は、本支兩隊何れも江戸城攻撃の機一髪のところまで押し寄せた。既にして大總督府の使、沼田貫、南甲斐の二人來り、江戸城進撃延期を告げた。

三月十五日江城進撃之布令致置候處、方略之儀も有之、改て期限可申達候。其内諸兵嚴肅、輕舉無之様、可爲肝要之旨、大總督宮被仰出候事。

三 月

大總督府參謀

岩倉具定  
具視宛狀

此に就ては、三月十五日付、岩倉具定は、其父具視に向つて、左の如く申進した。

一 今十五日江城進撃之御沙汰に付、今朝辰刻(午前八時)迄に斥候隊を進め候事に相決置候處、昨夜俄に大總督の御使來り、今日の進撃相止め候様、御沙汰有之候。其子細は、横濱へ英佛其外各國の兵隊備付居候に付、大總督府參謀より、英國公使へ應接に及候處、徳川御追討之趣は、傳承致居候得共、未だ朝廷より、公然と御告知無之に付、従前和親條約を結びたる大君故、先づ援助可致歎の由申居、案外の事に而、參謀仰天、早速品川迄引返し、西郷吉之助へ相談の上、

又駿府迄馳還り、各國公使へ御告知書相調へ、再度横濱迄罷出、其上江城進撃と申す儀に有之候。併し勝安房、大久保一翁、山岡鐵太郎三人より歎願之次第も有之候に付、徳川の方へは、右三人之歎願に依り、進軍御猶豫と申事に相成居申候。何分敵地に接近し乍ら、戰爭相止候而は、軍氣に關し、遺憾不少候。一日も早く各國公使へ御告知相成候儀、希望罷在候。

官軍の失

此の如く對横濱外國公使干係の一件は、岩倉總督までは、内々通報したものと見え、彼は之を其の在京の父に移報したものと察せらるる。何れにしても十五日江戸城攻撃は、官軍には少からざる失望を與へたには相違ない。而してそれを敢て斷行したるところに、西郷の大勇斷、大見識がある。



## 第十六章 英使パークスの態度

### 【九二】 江戸城總攻撃延期に關する木梨精一郎の所説

西郷の大  
勇斷

抑も江戸城攻撃延期の一事は、西郷參謀に取りては、一大勇斷だ。此の如き、危機一髪の際に於ける急廻轉は、到底尋常一様の勇者や、智將の敢てする所ではなかつた。自から一身を以て、天下の安危に任ずる一大猛心、一大慈悲心、一大透徹心ある豪傑の士にあらざれば、期す可き事では無かつた。別言すれば西郷吉之助にして、始めて之を斷行することが出來た。

延期動機

但だ其の動機に就ては、山岡との駿府に於ける談判を序幕として、勝と十三日、及び十四日に亘りたる二回の交渉に因ることは勿論であるが。然も他に有力なる理由は、既に渡邊清の語りたるパークスと木梨、渡邊兩人との對話〔參照 八六一—八〕及び岩倉具定の其父に與へたる書翰の一節〔參照 九二〕を見れば、分明だ。而

して今また更らに此事に就て、東海道先鋒總督參謀木梨精一郎の語る所を掲げんに、曰く、

パークス  
言説

私が總督の命令を受けて、横濱に居る英國公使のハल्ली・パークスに面會したるときに、唯今公使（當時日本駐劄英國公使）をして居らるゝサトーが譯官で、それから今一人ウイルキンソンと云ふ人で、此人は商業取締をして居ります。前の公使（パークスを云ふ）が死んだばかりで、あとは皆存在して居ります。其時にパークスが言ふには、今日の政府は、徳川にある。王政維新になつたと云ふても、未だ外國公使へ通報もなし。私はどこまでも前條約を以て、徳川政府を政府と見て居る。成程内部を見れば、天子朝廷の命令と云ふものは、重きものなれども、條約上に於て、今徳川氏の外國奉行の手を経てなければ、承知されぬと云ふのは、本國へ報知することが出來ぬ。即ち條約面に依て、今茲へ兵を多く繰込めば、自然佛蘭西の一大隊、和蘭の二大隊と、或は衝突を起すかも知れぬからと云ふ。



以上はパークスが木梨に語りたる所。

それは一應朝廷へ、此方よりも伺ふであらうが、其の徳川の政令と云ふものは、朝廷へ奉還して、外國奉行と云ふものはありもするけれども、名のみ存して、其實はなきものであるから、と云ふと、

以上は木梨のパークスに向つて語るところ。

今の朝廷から、表方御通知があつたなら、私共の方も、陸へ上げた兵を艦へ乗せ、國へ返しも仕様が、其の命のあらざる間は砲撃等の事は、暫く見合せて呉れといふことがあつたのです。

以上はパークスの木梨に答へたる所。而して其の結論として木梨は斯く斷言してゐる。

木梨の斷言

それが江戸城攻撃中止と云ふ所に當りはせぬかと思つて居るのです。「以上」維新

渡邊木梨

と。而して渡邊は西郷からの使命は、「横濱に官軍負傷者の病院設置に關して、バ

戦役實歴談」による」

談話の異同

パークスの援助、若しくは諒解を得る爲めに派遣せられた」と云ひ、木梨は「英佛の兵を神奈川から退かしむるにあり」と云ひ、兩者使命の目的を語るに於て、少なからざる相違がある。然も木梨、渡邊兩人は、同一の命令の下に同行して、同一の相手と談判したものであれば、斯く相違す可き筈がない。けれどもそれは兩人の間に於ける古き記憶が、互ひに完全に無かつたと云ふの他はあるまい。然もパークスの所説に就ては、兩人の語るところ、殆んど一致してゐる。

兩人一致點

さればパークス其人の所説が、果して正當である乎、否乎は姑らく措き、パークスが江戸城攻撃に不賛成であり、若しくは反對であり、それが西郷をして、江戸城攻撃を延期せしむる一の動機となつたと云ふことは、兩人の語るところ何れも其揆を一にしてゐる。

江戸焼却中止命令

尙木梨は更らに左の如く語りてゐる。

江戸城攻撃に就ては、大村益次郎は、市外で戦はねばならぬと申しましたが、西郷も亦た私に向つて、何卒市内を焼拂はぬやうにしてくれ。第一人民の迷惑



もさることながら、此の江戸は將來我が帝都とせねばならぬ。此れは大久保一藏も、色々私に相談したことがあつて、至極尤と思ふて同意したから、是非民家を焼かぬ様にして呉れろと申しました。今日に至つて、西郷なり、大久保なり、先見があつたと思つて居るのです。〔維新戦役實歴談〕

此れは其の言葉通りに、果して信ず可き乎、否乎を詳にしないが、兎も角も西郷には只だ徹底的に恭順の實を表せしむれば足る。それ以上多殺、屠戮を以て、朝廷の威勢を開張せんなどの、淺果なる了見が、無かつたことは自から分明であらう。

【九三】 パークス、西郷及び勝

英使の態度

此の機會に於て、英國公使側が、此の政局に、如何なる態度を持したる乎を語らねばならぬ。本來最近數年間は、佛國公使レオン・ロツシユは、深く徳川幕府に喰ひ入り、殆んど佛と幕とは親類交際を做しつゝあつた。此に對抗せんが爲め

あつた乎、將た他に慮るところあつた乎。英は薩に親しみ、長に近づき、朝廷側否幕府側とは、是亦殆んど親類交際をなしつゝあつた。或る場合に於ては、直接に公使其人でなきまでも、サトウなどは、薩長隊の顧問同様の援助をなしつゝあつた。

英國外交の二重底

されど英國の交際には、必らず裏に裏があつた。少くも二重底があつた。彼等は薩長の爲めに朝廷に同情するでもなかつた。要するところは、自國の利益、自國の便宜、自國の都合が主眼であつた。されば彼等としては、薩長に同情することが、決して幕府を敵とする意味合では無かつた。佛國一天張りの小栗、栗本等こそ、パークスも匙を投げてゐたが、その反對側に立つ勝、大久保等に對しては、必らずしも薩長同様の程度と云はぬまでも、薩長同様の好意を持つことに遲疑しなかつた。

勝も英國利用

勝も亦英國の立場を能く諒解してゐた。是を以て彼は西郷等が英國を利用する程度に、彼も亦た英國を利用するに拔目が無かつた。されば英國の一手は薩長に、他



の一手は幕府の勝等に繋がつてゐた。而して薩長に對して、隔意なき交際若しくは交渉が行はれたる如く、勝等に對しても、亦た同様の交際、若しくは交渉が行はれつゝあつた。

英國戦争  
擴大を欲せず

斯る立場にあつた英國が、如何でか江戸に於ける戦争を驩迎す可き。彼等は成る可くば戦争なからしめ、已む無くんばそれを極小範圍に限局して、決して之を擴大せしめざる可く、其力を效したることは、之を察するに難くはあるまい。されば官軍の參謀及び其他の將校が、西郷の命を承けて、パークスに面會したるに際して、案に相違したる返答を聞き、直ちに之を西郷に復命し、西郷がそれを聞いて、一たびは驚きつゝも、直ちにそれを我に善用するの資に供したるは、是亦た決して不思議はあるまい。

勝切札の

抑も勝が此の對官軍策を建つるに際して、果して幾許の程度に、英國の力を利用し、且つ利用せんとしたる乎は餘事に於て饒舌なる彼が、殆んど之を語るところ少ければ、之を揣摩するの他は無いが、少くとも彼が外國の勢力と云はん乎、英國

勝の對抗  
的利用策

の勢力と云はん乎、何れにしてもそれを最後の場合には、一の切札となしたることとは、之を推察するに難くはあるまい。

然も勝は決して小栗其他の親佛派の如く、國家を孤注としても、外國の力に是れ頼らんとするが如き大膽なる政策に執著したのではなかつた。但だ若し薩長が英國の力を利用するに於ては、我も亦たそれに對抗するだけに、英國の力を利用せんと企てたのであらう。而して此の干繋は、單に江戸城總攻撃延期の一件のみに止らず、爾來の善後策に就ても、それぞれ彼が之を利用するに於て、其の抜目が無かつた如くに察せらるゝ。

パークスの  
自發的  
戦争差止

但だ勝が豫じめ手をパークスに廻はし、パークスの力に頼りて、西郷をして總攻撃を延期せしむるに到つたと云ふは、是れ勝を誣ゆるものにして、勝は決して斯る相談を、パークスまで持ち込む程の餘裕もなければ、體面上斯る相談を持ち込む程の卑屈心も無かつた。然もパークスには當時の幕府の内情は、手に取る如く分明であつたから、苟も其の内情を洞察しつゝあるパークスとしては、自發的に



官軍の代表者に向つて、恭順者に戦争を押し賣するは、人道に反すと云ふに至つたのであらう。

### 【九四】サトウの記事(一)

サトウ等  
横濱歸還

當時英國側の立場から觀察せんに、サトウは、其の「日本に於ける一人の外交官」(A diplomat in Japan)に於て、左の如く語りてゐる。

予(サトウ)は三月卅一日(當時の日本曆三月八日)公使と共に横濱に歸著した。而して四月一日(三月九日)其の情況を偵察す可く、江戸に赴いた。

此れはパークス等は、大阪より兵庫に、而して兵庫から横濱に歸著したるを云ふ。

サトウ屢  
勝訪問

予は會津の士にして、予の侍者である野口と、六人の日本人護衛とを従へた。

彼等は何れも予が家の長屋に宿泊してゐた者共である。予が知見の重なる基源は徳川幕府の海軍奉行であつた勝安房守だ。激しき注視を避く可く、予は恒に屯した。

暗夜に彼を訪問することとした。

與ふるは取る所以だ。勝がサトウに凡有る情報を提供したるは、安んぞサトウより或物を得る所以にあらざるなきを知らんやだ。

官軍前衛は、既に江戸の附近に薄り、其の先鋒は、何れも品川、新宿、板橋に屯した。

事實此の如しだ。

官軍來著  
延行

解除したる幕府の脱走兵と、甲州及び木曾路に於て、小せり合があり、その爲めに官軍の來著は一兩日延行せしめた。薩長の少人數は、何等の障礙なく、市中を彷徨し、而して英國公使館に近き薩摩の下屋敷は、薩摩の極めて少數の兵士によりて、三月七日(二月十四日)取り返へされた。大總督有栖川宮は、尙ほ箱根路の峠から半日程である沼津に滞在されたと云ふ報である。

事實は有栖川總督宮は、尙ほ駿府に在した。

慶喜は上野なる徳川の菩提寺に屏居し、極力其の臣下を戒飭し、朝廷に向つて、

幕府一切  
無抵抗



恭順の誠を致さしむべく勗め、人民及び巡警等にそれぞれ告示した。此れより先き蚤くも三月四日(二月十一日)、前將軍は、朝廷の如何なる命令にも恭順すること、官軍には一切抵抗せざることを決心を布達した。會津は其の江戸に在る藩邸の武装を解除し、其の臣下を率ゐて、奥州若松に引き揚げた。此れも事實だ。

諸侯歸國  
或は入京

近比まで江戸に在つた自餘の大名は、何れも其の領地に還り、左なくば朝廷に忠誠を表す可く、京都に赴いた。大名の下位にある徳川直屬の旗本も、連日大名の例に倣ひつゝあつた。

此れも先づ此の通りであつたらう。

江戸光景

江戸の市民は、慶喜に對する要求の如何なる程度であるを知らず、去冬薩摩屋敷の焼討の經驗に鑑み、江戸一般の焼討を掛念して、人心洶々であつた。或者は其の家財を移轉しつゝあつたが、然も店舗は依然として開らき、恐慌は未だ必らずしも一般的では無かつた。

江戸灣要  
塞引渡

此れはサトウの眼中に映じたる當時の江戸の光景だ。

其の大砲を卸ろし、それを江戸に持ち運びたる後、江戸灣の要塞は、四月四日(三月十二日)之を官軍に引き渡した。以上は四月八日(三月十六日)までの情報だ。

パークス  
主張の根  
據

以上を見れば、サトウは勝から一切徳川側に於ける消息を聴取しむたことが判知る。而して如何に徳川の恭順が口上のみでなく、心からのものであつたかを聴取してゐたことが判知る。さればパークスが、如何に官軍なればとて、恭順者に向つて、無理無體に、戦争を仕掛く可き理由は無いと聲言したる、其の根據が判知る。勝が果して此際積極的に、英國の勢力を利用せんとの底意あつた乎、否乎は、姑らく措き、斯る好き機會、好き便宜を閑却するほどの没分曉漢でないことは分明だ。

英外交の  
特色

果然パークスは、一方に西郷、他方に勝、兩人を手玉に取りたりとは云はぬが、事の成行から考察すれば、双方の審判者となつた越きがある。要するに英國の外交は決して一方に執着しない。必らず他に一條の活路を開いてゐる。薩長と親し



むと云ふことと、幕府を敵とすると云ふこととは、自から別事として取り扱ふてゐた。

【九五】 サトウの記事(二)

江戸静謐

サトウの語るところは尙ほ續く。

十二日(日本曆三月二十日)予は重ねて三日間滞在のつもりにて、江戸(横濱から)へ赴いた。江戸は従前より餘程静謐の模様だ。此れは慶喜に課せられたる條件が彼の承服し得らるゝ程度のものであるとの感じがあつた爲めである。當時徳川軍勢の總統である勝は、予に向て、同人と大久保一翁とが、談判の任に當つたことを告げた。一方に於ては、當時尙ほ駿府に滞在せらるゝ、官軍大總督有栖川宮を代表して、西郷が其任に當つた。

以上は既記の事實と一致する。

官軍の要

慶喜に對する要求は、一切の兵器彈藥類を引渡す事。一切の軍艦、及び船舶を引渡す事。江戸城を立退く事。その臣下にして、伏見に於ける攻撃を企て、且つ行ひたる主魁を嚴科に處する事。以上を實行するに於ては、前將軍を寛典に處する事であつた。

勝西郷商  
議要領

所謂る寛典の言葉に含まるゝ、凡有る條件が、品川の或る屋敷に於て、勝と西郷との間に商議せられたる主題であつた。勝は苟も其主の生命を保全し、其の多數の臣下を扶助するに足る財産を保障せらるゝに於ては、如何なる相談にも快應す可く期した。而して彼は西郷に向て、それ以上の條件とあらば、遺憾ながら武力抵抗の他なき旨を諷示した。慶喜は亦た其の所有したる蒸汽船と軍需品の若干とを、保持せんことを希望し、此事に就て、朝廷に請願書を献げた。

西郷は如上の請願と勝の話題の上に洩らしたる提議とを携へて、駿府に還り、有栖川總督宮の前に開陳し、更らに京都に赴き、十八日(三月二十六日)には、江



戸に歸著することとなつてゐる。

以上は談判の成行に就て云ふ。

勝の信念

勝は曰く、若し慶喜の一命に關することならば、一戦を辭しない。けれども西郷は決して朝廷の不徳であるのみならず、徒らに内亂を延長するが如き要求を撤除するの力量あるを信じて疑はぬ旨を語つた。而して彼はサー・ハーリー・パークスが朝廷をして如上の不幸を醸生するなからしむ可く、其力を用ひんことを希請した。

勝サトウ  
懇談

以上を見れば、如何に勝とサトウの間に、打ち割りたる懇談が取換されたか、判知る。之を以て見るも、英人の手は、一方には西郷に、他方には勝に繋がつたことを推察するに難くあるまい。

パークス  
西郷會談

果然パークスは、屢ば新政府をして、斯る不幸を生せざらしめんが爲めに、其力を竭した。特に四月二十八日(四月六日)西郷が横濱に來り、パークスを訪問したる際、西郷に向つて、慶喜及び其の味方に對して死刑を用ひる如き嚴科に措

き、その爲めに歐洲の公論が、新政府の評判を傷ふに到らしむるなからんことを忠告した。西郷曰く、其の心配は無用である。慶喜は勿論、其餘黨に向つても、其の一命に關する程の酷罰には處せぬつもりだと。

慶喜は尙ほ上野に在つた。然も彼の從前の謀臣にして、彼が謹慎を命じたる者共は、私かに逃走し去つた。

佛使の煽  
揚

勝の語る所によれば、前閣老小笠原(長行)、我等が老狐と綽號したる平山、我等が尤も親好したる塚原、而して勘定奉行小栗上野介等である。

勝の語りたる尤も驚く可き一事は、佛國公使レオン・ロツシユが、去る二月閣老と評定の際、熾んに抵抗を煽揚し、而して幕府雇聘の佛國士官等は、是非共箱根に要塞を築き、其他戦備を修むることを力説したることだ。要するに勝の語る所によれば、自己及び大久保一翁にして、頼ひに過激派の兇刃に殪る、を免かるゝに於ては、時局を收拾するの見透しがついてゐるとのことであつた。



以上によりて、如何に勝が當時急遽きんきよの間に處して、表裏へうりに於ける働ならきを做したる乎を見ることが出来よう。

## 第十七章 勝西郷の會見

### 【九六】 勝、西郷の談判(一)

愈會見に入る

此れから彌よ西郷勝の會見に入る。三月十五日總攻撃の日は確定した。三道の軍は、品川、板橋、内藤新宿に屯して、其の當日を待つてゐた。然るに三月十三日に到りて、勝、西郷の會見となつた。勝に於ては豫かねてから覺悟かくごの前であつた。彼は咽元のどもとに官軍を引き寄せ、其上にて一か八かの談判だんぱんを爲すつもりであつた。

豫定の計

されば此の會見は、彼としては豫定の計けいきだ。同時に西郷も決して意外ではなかつた。彼は三月九日駿府に於て、山岡鐵太郎と會見してゐる。勝の書簡を受取つてゐる。山岡から一伍始終を聴取あひうしゆしてゐる。而して西郷自身も亦た山岡に向つて條件を示してゐる。されば此際勝が知らぬ顔して、總攻撃の日まで待つてゐる筈はずがないことは、萬々知つてゐる。恐らくは、彼は勝の方から何とか沙汰をする



會見日時

であらうと、心待ちに待つてゐたのであらう。

此の會見は第一回は、三月十三日高輪薩邸に於て、第二回は、三月十四日、芝田町の薩摩下屋敷に於て、あつた。今ま此に就て勝の日記、及び記録若しくは其の談話を、先づ掲載することとする。

三月十三日 高輪薩州之藩邸に出張、西郷吉之助に面談す。

後宮之御進退、一朝不測之變を生せば、如何ぞ其御無事を保たしめ奉らん哉。

此事易きに似て其實は甚だ難し。君等熟慮して其策を定められむには。我が輩もまた宜敷焦思して、其の當否を慮らむ歟。戦と不戦と、興と廢とに到りて、今日述る處にあらず。乞ふ明日を以て決せむと云ふ。

此れが海舟日記の誌す所だ。尙ほ明治三十一年三月、彼が國民新聞記者に語りたる所によれば、

西郷の會見申入れ

さて山岡に托けた手紙で、まづ俺の精神を、西郷へ通して置いて、それから彼が品川に來るのを待つて、更に手紙をやつて、今日の場合、決して兄弟鬩に

ぐべき時でないことを論じた所が、向ふから會ひ度いといつて來た。

果して其の會見は、西郷から要めたか、勝から要めたか、寧ろ双方から要めたと云ふが、其の真相であるかも知れない。

初日話題

そこでいよゝ官軍と談判を開くことになつたが、最初に西郷と會合したのは、

丁度三月の十三日で、この日は外の事は言はずに、只だ和宮の事について一言いつたばかりだつた。

此れは全く其通りだ。

勝の中條

全體和宮の事に就ては、豫て京都から俺の處へ勅旨が下つて、宮も據ない事情で、關東へ御降嫁になつた處へ、圖らずも今度の事が起つたについては、陛下には頗る宸襟を惱まし居られるから、お前が宜しく忠誠を勵まして、宮の御身の上に、萬一の事のない様にせよとの事であつた。和宮の事は、定めて貴君も御承知であらうが、拙者も一旦御引受け申した上は、決して別條のあるやうな事は致さぬ。皇女一人を人質に取り奉るといふ如き卑劣な根性は、微塵も御坐



らぬ。此の段何卒御安心下されたい。その外の談は、何れ明日罷り出て、ゆるく致しますから、それまでに貴君も篤と御勘考あれと言ひ捨て、その日直ぐ歸宅した。「民友社編纂「勝海舟」」

事實此の通りにして、和宮の御身上に就ては、豫て勝に向て、特に京都より御懇命の御沙汰が下つてゐた。されば何は扱て措き、勝としては先づ官軍の參謀に向つては、此の問題を解決するが、人臣として、正さに效す可き忠節である。彼が此の問題と、一般問題とを分離して、一切の談判を、翌日に譲りたるは、如何にも能く、大體に通曉してゐるものと云はねばならぬ。

最初に解決すべき問題

【九七】 勝、西郷の談判(二)

十四日會談

勝の「海舟日記」に於て、語るところは、左の通りだ。

三月十四日 同所(高輪薩邸を斥す。然も事實は芝田町邸である)に出張、西郷に面會す。

嘆願書提出

諸有司之歎願書を渡す。

第一ヶ條 隱居之上、水戸表に慎罷在候様仕度事。

第二ヶ條 城明渡之儀は、手續取計候上、即日田安に御預け相成候様仕度候事。

第三ヶ條 第四ヶ條 軍艦軍器之儀は、不殘取納め置、追て寛典之御所置被仰付候節、相當之員數相殘し、其餘は御引渡申上候様仕度事。

第五ヶ條 城内住居之家臣共、城外に引移、慎罷在候様仕度事。

第六ヶ條 慶喜妄舉を助け候者共之儀は、格別之御憐憫を以て、御寛典に被成下、一命に拘り候様之儀、無之様仕度事。

但萬石以上之儀は、本文御寛典之廉にて、朝裁を以被仰付候様仕度候事。

第七ヶ條 士民鎮定之儀は、精々行届候様可仕、萬一暴舉いたし候者有之、手に餘り候はゞ、其節改て相願可申候間、官軍を以、御鎮壓被下候様仕度事。

右之通屹度爲取計可申、尤寛典御處置之次第、前以相伺候へば、士民鎮壓之都合にも相成候儀に付、右之邊御亮察被成下、御寛典之御處置之趣、爲心得伺

合にも相成候儀に付、右之邊御亮察被成下、御寛典之御處置之趣、爲心得伺



置度候事。

以上が勝が徳川方を代表して、提出したる歎願書である。之を逐條に検討すれば、隨分徳川側に取り都合善く、官軍側から見れば、餘りに虫が好過ぎるもの無いでも無い。然も勝の方でも若干の掛引きはあつたものと察せらるゝ。

勝在品川  
參謀に贈  
る狀

此時參謀品川に到れるの説あり。故に一書を寄て云く。(挿註、しかし予は爰に來りて面語す。懷にする所を出して示し之)

昨年已來、上下公平、一致之旨あれども、各其中に小私あり。終に當日之變に及ぶ者は、皇國人物乏敷に因る。就中伏見の一舉一二の藩士を目して、失錯あるは、我尤恥る所。堂々たる天下終に同胞相喰。何ぞ其陋なる哉。我輩忠諫一死を以て報すべきも、既に其失前日にあり。今日何之面目あつて口を開かむ。是れ決して哀願者の口吻でない。

私憤の書

然といへども不日にして一戰、數萬生靈を損せんとす。其の戰名節條理之正敷にあらず。各私憤を抱藏して、丈夫之爲べき所にあらず。吾人は是を知れども、

官軍猛勢、白刃飛彈を以て、漫に肢弱之士民を劫さば、我もまた一兵を以て、是に應せずんば、無辜之死益多く、生靈之塗炭益長からん歎。

輕擧の非

此れは哀願と云はんよりは、寧ろ抗議である。

軍門實に皇國に忠する志あらば、宜敷其條理と情實を詳にし、後一戰を試よ。我輩もまた能く、其正不正を顧み、敢て漫に輕擧すべからず。嗚呼我主家滅亡に當て、一之名節大條理を持し、從容死に就く者無きは、千載之遺憾にして、海外之一笑を引く而已。我輩是を知れども力支ふる能はず。共に魚肉せらるゝ者は、深怨銘肝、日夜焦思し、殆ど憤死せんとす。憐れ其心理を詳察あらば、軍門に臨で、一言を談せむ。幸に熟考せられれば、公私之大幸死後猶生るが如くならむ。謹言。

辰 三月

勝 安 房

參 謀 軍 門

右本旨

要するに本文は、官軍參謀に向つて、會見を要求するが、本旨である。其の文字



はや、錯亂さくらんの點あれども、意を以て迎ふれば、之を會得みとするに於て、大なる妨げ無し。蓋し勝が熱腸ねつじやうより迸り出でたる文字にして、殆んど修辭の違あらざるが爲めであらう。

【九八】勝、西郷の談判(三)

勝西郷を説く

三月十四日の「海舟日記」は尙ほつゞく。

我西郷に申て云、大政返上之上は、我が江城下は、皇國之首府なり。且徳川氏數百萬之祿地を保つ所以のものは、幕府之入費に充てむが爲めなり。此二は宜敷大政と共に、其御處置如何を伺ふべきなるべし。況哉外國交際の事興りしより、其談ずる所、獨徳川氏之爲にあらず。皇國之通信にして、我が私にあらず。印度、支那の覆轍ふくてつ顧ざらむ哉。今日天下の首府に在て、我が家之興廢こうはいを憂て、一戦我が國民を殺さむことは、寡君くわくん決て爲さざる所。唯希こひねがふ所、御所置公平

西郷督府上言を約す

至當を仰がば、上天に恥ぢる所なく、朝威是より興起し、皇國化育の正敷を見て、響應瞬間きやうおうしゆんかんに全國に及び、海外是を聞て、國信一洗、和信益固からむ。是の意我が寡君獨憂て、臣輩之不解の所なりと云々。西郷申て云く、我一人今日是等を決する不能。乞ふ明日出立、督府に言上すべし。亦明日侵撃の令あれどもといつて、左右之隊長に令し、從容じやうようとして別れ去る。

以上が勝の日記に誌せる西郷との談判の要領だ。而して勝は更らに左の著語を加へて曰く、

勝の幕薩人比較評

亦彼が傑出果決けつしゆつくわけつを見るに足れり。嗚呼伏見之一舉、我過激くわげきにして事を速やかにし、天下人心之向背かうはいを察せず、一戰塗地いつせんちまゐる。天下洶々きやうくとして不定、薩藩一二之小臣、上天子てんしを挟み、列藩に令して、出師迅速、猛虎之群羊を驅るに類せり。何ぞ其奸雄なる哉。

此れは勝が幕府官僚と、薩藩の人物とを比較して、其の感慨を漏らしたるものだ。更らに勝の前掲(參照 九六)談話を續記すれば左の如し。



西郷の進  
令中止命

そこで翌日即ち三月十四日復た品川(田町)に行つて、西郷に遇つて話をした。所が西郷は直に俺に向ひ、承知しましたが、しかし此事は私の一了簡では行きませぬから、只今より出發、總督府に參り、委細申上げた上、何分の御返答致し申さん。さりながら明日に定つて居る進撃丈は、止めさす事にしましょうと、村田、桐野(當時中村半次郎)に向ひ、只今の通り、明日の進撃を止めし故、其の命令を出し呉れよと言ひたるまゝ、跡は何事も言はず、昔話などし、從容として大事の前に横はるを知らざる有様には、俺も感心してしまつた。

而して彼は更らに曰く、

此の時分府下の物騒な事は到底話にならぬ程で、四方よりは各所の官軍が明日の進撃に後れじと繰り込み來るあり。復た何者の放つ鐵砲とも知れず、始終頭上を掠めて過ぐるあり。俺もかゝる間を馬上にて通り抜けんこと、頗る危険の業と思ひ、わざと馬を馬丁に曳かせ、跡よりぼつ／＼歩いた。かくして漸く城に歸り著いたが、一翁(大久保)始め皆が氣遣て、城門まで迎ひに出てゐて、俺

勝の歸城  
報告

の面を見るより、皆々其の無事を祝し、談話の模様如何にと訊ねたから、其の顛末を精しく話した。

當時の情況睹るが如し。

只今城中より四方の模様を眺め居たるに、各所の官軍思ひ／＼に繰り込み來るは、必竟明日の進撃の準備にやあらむと思はれしが、先刻より今まで繰り込み居たりし各所の官軍が、復た思ひ／＼に歸り行く様子、不審晴れやらす居たりしに、只今の御話で、西郷が進撃止めの號令を出した譯と相分り、此の不審が晴れましたと、皆が話を聞いて、俺はこの瞬間の西郷の働らきが、實に行き渡つて居たに驚いた。

此れは勝が三十年後、而して彼が長逝する前年の昔話だ。

官兵引返

## 【九九】 勝、西郷の談判 (四)



## 勝の談話

勝は又た明治廿八年八月、國民新聞記者に、左の如く語りてゐる。此れは前掲と重複ちゆうぶくの嫌きらひはあるが、然も互ひに相ひ補足するものあるを以て、故ことらに之を登載する。

## 西郷の太腹

西郷なんぞは、どの位ふとい腹の漢まだつたか分らないよ。手紙一本で、芝田町の薩摩屋敷さつまやしきまで、のこ／＼談判にやつて来るなんぞは、中々今の人ぢや出来はしないよ。あの時の談判なんぞは、随分骨であつたよ。西郷が向ふに居なけりや、到底何事も出来なかつたんだ。其時の形勢と云つたら、四方より官軍が江戸城をオツ取りまいたと云ふ騒さわぎで、板橋の方面からは、伊地知いぢち(正治)が大將でやつて来るし、西郷はちやんと品川に控ひかへて居て、城中では、今にも四方の官軍が攻め寄するとして、毎日大騒動さ。併し俺われは外の官軍には頓著せず。只だ西郷のみ眼中に置いた。そこで今話した通り、極短き一本の手紙をやつて、双方より何處にてか出合、談判致し度旨申送り、幸に芝田町の薩摩の別邸があつたからそこにしたら、如何と此方から選定して遣つた。

## 勝の會見申入

此れが事實であらう。或は高輪たかなわと云ひ、或は西郷から會見を求めたと云ふも、少くも十四日の會見は、上記を以て、精確せいかくと認むる。

## 兩人服装

當時俺は羽織袴けいさうの輕装にて、馬上只一人口取を従へ、薩摩屋敷に出かけた。一間に案内され、暫時待つと、西郷は庭の方より、古き洋服に、薩摩風のひき切り下駄うがを穿ち、例の忠僕熊吉一人を伴ひ、如何にも平氣な顔色にて出で來り、是れは實に遅刻致しまして失禮と、挨拶あいさつしつゝ、坐敷へ通つた。其の動靜、一大事を前に控へたものとは見えなかつた。

如何にも其の光景が、眼前に髣髴はうふつする。

一言萬事を決す  
談判は只一言で決した。俺われの言ふ所、一々信用して呉れ、其間一點の疑念も挟まなかつた。色々六ヶ敷議論もありますが、私が一身にかけて、御引受けします。此の一言で、江戸の百萬の生靈も、其の生命財産を保全し、徳川氏も滅亡を免れた。

實に能く要領を得てゐる。



西郷大局  
を捉ふ

若し此れが他人であつたならば、やれ貴公の言ふ事は、自家撞著だの、言行不一致だの、あの澤山の兇徒が、所々に屯集して居る様、恭順の實、何處にあるとか、何とか言つて責めるに違ひないよ。左様すると直に談判破裂だ。西郷は中々そんな野暮は言はない。其の大局を捉へて、決斷の確かなる、感心してしまつたよ。

室外の物  
凄さ

當日談判を始むるや、桐野なんかの豪傑連中、大勢窺かに次の間に來りて談判の模様を聞き居る。薩摩屋敷の近傍へ、ひし／＼兵隊がつめ寄せ來る。殺氣殷殷物凄き程だつた。

西郷の悠  
揚

西郷は泰然として此の四邊の光景も、眼中に映せざるもの、如く、談判終るや、俺を門外まで見送つた。俺が門を出て來るや、街々に屯集したる兵隊は、どつと一度に推し寄せ來たが、俺が西郷に送られ立ち出る様を見て、一同恭しく捧銃の敬禮を行つた。俺は兵隊に向ひ、俺が胸を指し、何れ今明日中には、何とか決著仕るべし。決著一つにて、或は足下等の筒先にかゝつて死する事もあら

ん。能く此の胸を見て置かれよと云ひ捨て、西郷に暇乞して歸つた。此の時特に感心したるは、西郷が俺を待つに、幕府の重臣たる敬禮を失はず、談判の際にも始終座を正うし、手を座席につき、一點も戦勝の威を顯して、敗軍の將に對する如き舉動のなかつた事だ。(民友社編纂「勝海舟」)  
如何にも好き役者が立ち合うたものである。

【100】 江戸開城に關する勝の述懐 (一)

會見場所

勝と西郷との會見の第一次は、三月十三日高輪薩邸に於て、第二次は、三月十四日芝田町にて行はれたることは、左に掲ぐる西郷の勝に答へたる一書が、能く之を證明してゐる。

尊翰拜誦仕候。陳ば唯今田町(原書には田丁に作る)迄御來駕被成下候段、爲御知被下、早速罷出仕候様可仕候間、何卒御待合被下度、此旨御受迄如此御座候。



頓首。

三月十四日

西郷吉之助

安房守様

拜復

此れは十三日高輪の會見に於て、豫じめ翌日は田町に於て會見を約し、勝が先著してその旨を報じたから、西郷が之に答へ、早速出掛けたのだ。本文は明治丁丑晚秋(西郷城山戦歿の月)、勝が編纂したる亡友帖に掲げたるもの。而して勝は之に跋して曰く、

會見日時

戊辰三月官軍先鋒至品川、十五日を期して、侵撃の令ありと。同十四日書を先鋒參謀に送り、一見を希ふ。余高輪(田町)薩摩の邸に到る。時に君一僕を隨へ、悠然として到る。初め見余曰、時事至此矣。君果して寤覺するや否やと。余答曰、今試に君と地を易へむ。然らざれば君詳悉する能はざるなりと。君啞然として絶倒す。

勝の混想

此書に高輪とあるは、十三日のことにて、此の會見の田町であることは、西郷の本文が之を證明してゐる。而して其の初見も亦た十三日である。蓋し勝は兩日を混想したる乎、若しくは混同したのであらう。但だ西郷が勝を揶揄し、勝が之に一拶を與へたる、兩雄の機鋒縱横は、正しく此の通りであつたらう。而して勝は亦た此の會見を終りての歸途に、狙撃せられたることを、左の如く語りてゐる。

勝狙撃さる

歸途、薄暮に及ぶ。果して赤羽根近傍にて、覘撃に逢ふ三回。幸にして彈丸頭上を過ぎて、其災を遁る。當時都下の人心、大抵此の如し。「幕府始末」と。而して彼が此の會見を終りて、歸城したる光景に就ては、更らに斯く語りてゐる。

勝歸城時の光景

談論終りて入城、初夜に及ぶ。此時田安殿(徳川慶頼)初上官玄關に出で、予が歸城を待つ。予大聲して云て曰く、侵撃の事參謀止めて不成、一度駿河に到り、大總督の宮に申旨ありと。此際諸士の心中、必死を期し、數千の面々、寂として無人の如く、予が此言を聞て、一嘆の聲あり。實に予が肺腑に透り、貫くが



如し。

如何にも當時城中の光景が、手に取る如くある。而して勝は更らに之に次いで曰く、

急形勢の危

若し侵撃不止戦はゞ、君上の意に反せむ。寧ろ一死を以てせむにはとて、割腹せば、此士輩半ば自盡せむこと、鏡に掛けて見るが如し。關東の士風、是の如し。若し忍耐不拔を期せば、解散また止まるものなからむ歟。一朝能く激して、加之怒りを興さしめば、水火もまた避くべからざるの風あり。是等數萬を率ゐて能く其則によらしむ。尤至難にしてなすべからざるの事也。從今此形勢を想到せば、爲めに毛髮森豎す。誠に天幸といふべき也。〔解難錄〕

頼甲斐なき旗本氣

惟ふに勝は江戸を中心とする旗本氣分を能く熟知してゐる。彼等は過激なるも持久力に乏し。一時の激昂にて、一命を賭するを虞れざるも、堅忍不拔の精神に乏しく、到底與に偕に事を成すの資質を闕く。然も其の過大半は、到底其用を做さず、大難に當て、傍議囂々、難に不堪。忠實質樸の士は、速に死して其恩に報せむを欲し、柔弱輩は、他を不顧、其祿を保ち、苟も遁れむ事を先とし、紛々其の糾合すべからざるを顯す。〔解難錄〕と云ふたる通りにて、此れも亦た勝をして、徳川慶喜の一身上の保障を得て、江戸城を開城し、殆んど朝廷の命令通りに、恭順するを以て、賢明の方法としたる所以の一であらう。別言すれば、一時は勝算あるも、到底最後の勝利は、官軍に輸せざる可からざるを熟知したるが爲めであらう。

【101】江戸開城に關する勝の述懐(二)

勝と片桐且元

勝は恒に片桐且元に、多大の同情を寄せてゐる。それは片桐が大阪と江戸の調停に、焦心苦慮したるを、自個の江戸對京都の關係と對照したる爲めであらう。片桐が果して勝の評値したるが如き人物であつた乎、否乎は、姑らく之を措き、勝の心境には、頗る諒とするに足るものがある。



京都の軍議

大久保氏（利通）予に語て云、戊辰仲春、官軍東下之時、京師大に軍議あり。或は君必らず軍艦を率ゐ、大阪、神戸に入らむ。當此時は、海路既に絶す。宜敷其前丹波路を開くべしと、伊知地正治、山田顯義の兩士をして、此路を見せしむ。

此れも當時京都側では、全く其通りであつた。

大久保等の苦慮

又云、官軍駿府に至る。終に無敵兵。其後西郷氏より書通あり。箱根もまた敵兵防禦の備無し。直に江戸に入らむと欲す云々。此報を得て、余憂苦甚し。是必ず君（勝）を斥すが策に陥り、西郷氏大事を誤らむと。日夜思ふて不止。士を走らせ、其の動靜を窺はしむ。此時の苦慮、伏見の一戦に倍せり。如何と。

以上大久保の當時の苦心を回想して、勝に語りたる所。

勝の公道論

予（勝）答云、嗚呼此戦や守るにあらず。朝家に向つて勝を求むるにあらず。又徳川氏の家名を存せしむるに非ず。唯希ふ所は無辜を不殺、外邦の手を不借、天下の公道に處し、公義のある所に安せんと欲するに過ぎざる也。故に西郷氏

勝西郷を讃す

に談じ、城可渡也。土地可納也。雖然數萬衆士此彼所に屯集し、隊を成し黨を結び、長薩の兵に向て一戦せむとし、敢て我が命を用ひざる者、我が威力の不足、名望の乏敷を以てなり。

是等の情を不察不問して、官軍戦争を先とせば、則此民を殺すは朝家なり。敢て我にはあらざる也。此の名分と、此の形勢を變じて後、一戦共に焦土となる、纔に一日に過ぎるべし。何の策略か、此間に挟まむや。然るを知て侵撃せざるは、西郷氏の眼識遠大、胸襟如海なれば也。我亦是を如何せむや。循々乎として、空奔して止むのみ也と。〔解難録〕

大久保は曾て勝を目するに梟雄の資〔大久保利通日記〕を以てしてゐる。されど明治四年、大久保が勝を其邸に招き饗應し、西郷も亦た來り臨み、其の閑談の際に、當時の苦心談を披瀝したるも、大久保としては不思議は無い。而して勝が亦た之に對して、其の心境を打ち明けたるも、亦た當さに然る可きことだ。勝は又た左の如く語りてゐる。



徳川氏の領國、邦内四方に散在し、其の總高大凡四百萬石。此内蔵入を以て、養ふ所の旗士數千に凡二百萬石を給す。所謂藏米取也。殘二百萬石、此他諸税金凡百萬兩計り、其の領地半は關西に在り。若し一朝戰爭に及ばゞ、此分敵の有とならむ。關東、奥羽に在る者、關西の如く豊かならず。此の區々たる關東を守つて何をか成さむ。其の結局土地を割きて、抵當とし、西洋人に借らざるを得ず。其の抵當として出すべきは、唯横濱、箱館而已。若し誤つて此事に及ばゞ、如何ぞや。同胞憤争して、他人の爲に、邦地を失ふ。豈に恐れざるべけんや。予不肖といへども、日夜是をおもひ、戰の勝べきあれども、慎て爲さず。利の取るべきを知れども、敢て爲さず。數萬の士輩を飢渴せしめ、勇氣を挫折し、難を解き紛を釋く。其才の拙と、慮の劣を不顧、百難を負擔し、終に今日に及ぶ。孰人能く此の胸裏を察せむや。また外人の知るを求めざるなり。嗚呼如し此斃れて止む。何ぞ此間に疑を存せむ。「解難錄」

勝の自讃

以上は勝が戊辰江戸開城に關して自家の措置に就き、自から釋明し、自から辯解

し、時としては自家讚美の如く、時としては自家獨嘯の如きも、要するに彼の功罪を判せんとする者は、少くとも如上の言説に對して、深厚の注意を拂はねばならぬ。



### 第十八章 兩雄腹藝の效

#### 11011 西郷決戦を期す (一)

西郷の作戦

西郷は固より戦争を豫期してゐた。而して彼は其の用意を怠らなかつた。彼は敵の恭順を盲信して、その爲めに、戦備を抛却するが如き空疎なる大膽者では無かつた。彼が三月六日付駿府より在京都の吉井幸輔に與へたる一書の中には、彼の作戦上の用意が能く描かれてゐる。今ま其中より摘録せんに曰く、

是非函嶺を越えんとす

先鋒の四藩は、箱根を取切り、函嶺の關門は勿論、足柄並熱海の裏門迄、都てべ切。其外要所は無洩目占付、小田原よりの堅は、談判を以、官軍より受取、相堅候處、餘程賊軍には相適し候ものと相見得、輪門宮(輪王寺宮公現法親王)より、何分關を越し候ては、江戸の人心動揺いたし、如何の變を引出し候も不被計。左すれば宮の歎願も、水泡と相成候付、三島宿迄引揚候様、起て御

願に御座候得共、此義は決て御請難相成、督府の命令を以、進軍いたし候譯に御座候得ば、兵を引揚候儀萬々不相叶、談じ切候處、無詮方様子に相見得居申候。

此れは西郷が有栖川總督宮の駿府御到着に先ち、薩、長、大村、佐土原四藩の兵を督して進發せしめ、遂ひに箱根を躓えて、一切の關門を占領したるに付き、非常なる衝動を江戸側に來たし、その爲めに公現法親王の嘆願出で來りたれども、それには斷じて應じない旨を云うたのだ。

賊頼みを失ふ

全く箱根山上計に繰登候ては、三島えは海路の憂も有之候故、三島宿川本陣にいたし、諸方の要地を占付候間、賊軍頼を失ひ候事と被相聞申候。海陸共に其の要所を押へ、敵をして其の據るところを失はしめた。

先鋒藤澤に至る

然處先鋒の督府より、後陣の尾張、肥後、備前勢えは、小田原迄出張の御沙汰相成、人數繰込來候處、前以箱根を占居候四藩の兵隊沸騰いたし、先乗被致、無念の至と申事にて、直様早追を以申建候處、四藩は藤澤迄繰出し、大總督の



號令相待候様、御達に相成、一步なり共、敵地え踏入候義よろこびあひ悦合、三島より繰發候處に御座候。

此れは先鋒總督橋本實梁さねやな、副總督柳原前光かきせうとくやなぎはらさきみつより、後陣の尾張、肥後、備前の兵を小田原まで進發の命令ありたる爲め、先陣の薩、長、大村、佐土原が、後陣の爲めに、其先を越されたるを憤慨ふんがいし、其旨を先鋒總督に訴へたる所、それでは藤澤まで出陣せよとの令を承け、欣然きんぜんとして三島より進發したと云ふことだ。

私には箱根の手配相濟候はゞ、一先府中てはあひすみ(駿府即ち現今の静岡)迄引返し、形行御届なりゆき可つもり申上賦にて、三島を繰出す已前に出立仕候。追々繰込候事と相考居申候。

此れは西郷自身は、先鋒諸隊せんほうしよたいの三島出發以前に、督府とくふに報告の爲め、駿府への歸途に上りたる次第を云ふ。

藤澤迄出懸候はゞ、必録倉、浦賀は又々占付候義と相心得居申候。先御安心可レ被下候。

此れは先鋒四藩の兵が、藤澤まで進まば、録倉も、浦賀も、其の手中に入る可き

西郷駿府に引返す

を云ふ。以上の要領えうりやうは之を前掲の當時大村藩隊將校渡邊清の談話と對照たいせうすれば

思ひ半ばに過ぎむ。(參照 六五—七〇)

もふは進との一令相發し候はゞ、直様打入計に罷成居候付、兵隊中進居候義えうさつ遙察可レ被下候。

此れは官軍の士氣が、大いに振ひつゝある狀を云ふ。即ち大總督府よりの進擊の一令にて、直ちに江戸城に肉薄にくはくするの意氣山の如きを云ふ。此の如く西郷は、恒つねに官軍の士氣を鼓舞こぶするに於ては、至れり、盡せりにて、恒つねに身を以て諸隊に先まじ、諸隊に向つて其の模範もはんを示しつゝ、その爲めに東海道參謀としても、徒いたづらに本營に安居せず、寧處ねいじよに違ちがあらなかつたのだ。

皆進攻を期す

### 【1011】西郷決戦を期す (二)

西郷の吉井に與へたる書簡は、尙ほ摘録てきりくす可きき數節を剩あましてゐる。

1011 西郷決戦を期す(二)

西郷駿府歸著



一昨日府中え到著仕候處、今日大總督御著被爲在候段承候付、相控居候處、御安著相成、大慶此事に御座候。

一昨日とあれば、西郷は三島から三月三日駿府に歸著したのだ。有栖川總督宮には今日御著とあれば、三月五日駿府御到著となつたのだ。親王日記にも同様に誌されてある。

西郷の參謀嫌ひ

大總督參謀の義、廣澤と談合いたし、先に出懸候て廣澤え打付候賦にて御座候處、却て彼より出し抜かされ候故、早速名古屋より脱走いたし候處、御中途より參謀の義も御申越相成候趣に御座候間、何卒早々御遣相成候様、御盡力被成下度奉願候。

西郷好んで難局に當る

西郷は大總督參謀を廣澤に一任す可く、大總督宮に先發したが、却つて廣澤の爲め、更らに名古屋から先發した。脱走と云ふのは其事だ。就ては誰ぞ西郷に代る可き參謀の者を、朝廷より御派遣になる様、吉井に盡力を依頼したのだ。元來西郷は、參謀などと稱して、日常の俗務に従事することを好まなかつた。比れは決

して責任を他に委讓する意味では無い。彼は只だ他人の當り難き難事に當り、他人の立ち難き難局に立つを本意とするものだ。

相良様に不安

相良様には、御存知の子供、隊中の占總は迎も出來不申、賊軍には智將も有之、大久保（一翁）も勝（安房）も、參政に出候由に御座候間、決て油斷は不相成候。兩人を相手に勝負を決候義、實に可面白と、是のみ相願居申候。敵方に智勇の將を置き、戰を成し候義、合戰中の一樂、此事に御座候。

相良様とは小松帶刀の實弟、相良治部（長發）、薩藩の門閥にて、當時東海道薩軍の指令であつた。彼は乳臭の小兒に過ぎず。それで隊中を統御するのは、決して容易の業では無かつた。西郷の心配は、亦た此邊にも存した。彼が巨大なる身體をもて、蹴毬の如く東海道を上下し、轉々たる所以のものは、實に彼には少からざる心配の事件があつたからだ。

好漢好漢を好む

將た彼が大久保、勝の參政に擢んでられ、幕府側の樞機に參し、愈よ彼等が本舞臺に乗り出したる報に就て、之を快心の事とし、兩人を相手に勝負を決するを以



て、戦陣中の一樂と稱したるは、決して徒らに豪語を逞うしたるにあらず。彼の眼中には、恐らくは此の兩人の外、幕府側には相手とするものを見出さなかつたであらう。此れは宛も好棋者が、其力互角の相手を見出して、直ちに其の對局の愉快を感ずると同様の心境であらう。

西郷一戦の覺悟

斯る次第であれば、西郷は品川に到着する迄、固より一戦を覺悟しむたるに相違なく、尙ほ彼が三月十三日付にて、當時薩藩の小荷駄奉行川崎正右衛門（男爵川崎祐名）當に「今日は横濱え彈藥等、御買入に付、澁谷泰藏被差遣筈處、買入方に付、取馴候者、差添遣度候付、竹下小助御遣給候様、御取計被下度御頼申上候。以上」の書簡を與へたるを見れば、十三日迄——勝と第一會見の當日——彈藥買入等の準備を爲しつゝ、あつたことが判知る。然も彼が勝との會見の結果、所謂る百八十度の大廻轉を爲したるは、是れ實に彼が其の胸底に深藏したる心機の發露と云はねばならぬ。

參謀任務の繁冗

纔一日の間、先鋒參謀の體を伺居候處、小朝廷にて、中々我式の不性もの一日も堪へ候義に無之、あきれ果候間、早々脱走と明め居申候付、何卒此度は屹と御盡力被成下度、地獄にて御待付申上置候て、御禮は可申上候間、宜敷奉願候。

此れは東海道先鋒總督參謀の仕事を、一日見てゐたところ、其の繁極冗忙、とても辛胞が出来ぬとのことだ。當時門閥、格式の陋習依然として存し、流石の西郷も、當惑千萬であつたことが想像せらるゝ。然も彼に取りては、江戸城を目標に、大久保勝を對手として、一戦を試みんとするは、極めて快心の一事であつたに相違ない。

【104】官軍側の觀察(一)

勝、西郷會見に就ては、勝側の記事は、既掲の通りであるが〔参照 九六一—一〇三〕西郷側の記事は殆んど徵す可きものがない。但だ當時大村藩の將校にて、東海道に

西郷の同行者



於ける先鋒の隊に屬し、且つ木梨精一郎と與に、西郷の命を承けて、横濱なる英國公使館を訪問したる渡邊清の所説がある。彼は西郷に向つてパークスとの談話の要領を告げ、西郷もそれでは、明日の江戸城打入りは、中止せねばなるまいと云うたと記して曰く、

最早既に勝が來て居るから、君(渡邊を斥す)も一所に行たらどうだい。清云、それでは御供しやうと云ひました。其時西郷と一緒に出たは、村田新八、中村半次郎(桐野利秋)、清はほんの付け物のやうにして、其席に出ました。

此れは勝の西郷が一僕を隨へて來たと云ふに相違するも、其の隣室には、村田、桐野(中村)等在りとの説とは符合する。

## 其場所

その場所は、薩摩の舊屋敷(原註、今は無し)の端の方であつた。此れが所謂芝田町の屋敷だ。

## 双方の服

序に勝の談判を御話しませう。併し記録がありませんから、概略しか覚えて居りませぬ。其の積りで御聞き下され。ちよつと其の談判は、隙取りました

が。そこで勝安房は、繼肩衣つぎかたぎぬを着て、西郷以下吾々は、戎服じゆふくで、まあ西洋服のやうな羽織のやうなものであつた。勿論下はズボンです。

西郷等の西洋服の様な戎服は、勝の記事と合致する。但だ勝は自から羽織、袴を著けたと語りてゐる。何れにしても差支なし。

## 勝の嘆願

勝安房言ふに、徳川慶喜恭順きんじゆんと云ふことは、既に御承知になつて居らなければならぬと思ふ。大阪城を引拂ふて、江戸に歸つたと云ふのが、既に事實上恭順の大意を達する積りの精神である。吾々も亦たそのやうの考で、慶喜の命に依り、何所までも恭順と云ふことになつて居るに付ては、願くは箱根以西に、兵を留めて貰はぬと、此江戸の大勢の旗本やら、又藩々の状況と云ひ、如何様沸き立つかも知れぬ。其の鎮撫に、一命を擲なげうつて勉強を致して居る。即ちどこ迄も其意を貫かねばならぬ。

然る處窃ひそかに聞くに、明日江戸城攻撃と云ふことであるが、兎も角これを見合せを願ふ爲めに參つたのだ。



以上が勝の歎願だ。

西郷答辯

西郷云ふには、恭順とあるなれば、恭順の實を擧げて貰ひたい。我が命令する所に依り、慶喜は何處までも、引籠りて謹慎しやうといふことである乎。それなれば相當の所に謹慎して宜しい。上野であらうとも、餘所であらうとも、御勝手。

以上は慶喜の措置に付て、西郷の語るところ。

引渡物件

西郷又改めて云ふ。然らば江戸城を受取るに、直ぐに渡す乎如何。彼云ふ、それも直ぐ御渡申さう。西郷いふ、兵器、彈藥を受取るには如何。彼云ふ、それも御渡し申さう。西郷云ふ、軍艦は如何。彼云ふ、ところが其の軍艦である。陸兵のことならば、拙者の關する所、成るべく如何にもして穩當に渡さうと思ふが、軍艦となつて來ると、どうも思ふ儘に行かぬ。と云ふは實際を扱ふて居るのは榎本である。此釜次郎は吾々と一々同意とは申上げがたし。併し今こゝで官兵に對して疎暴の舉動をするといふことは見へません。本人も其意は無い

軍艦引渡の困難

といふことは判つて居る。されど軍艦の受渡のことは、到底私は請合はれませぬ。

以上は勝の所言として、渡邊が記憶を辿り語り出したるところだ。

【105】官軍側の觀察(二)

渡邊の語るところは、尙ほつゞく。

勝曰く、素より江戸城も出さねばならず、彈藥も差出さなければならぬなれども、能く／＼吾々の心底を觀察しを願ひたい。旗下八萬騎といふけれども、之に伴ふ兵は實に莫大の兵である。又幕兵に準ずる各藩の兵も夫々ある。今此江戸の混雜と云ふは容易ならん。私も既に殺害せられやうとしたことが數度ある。朝廷の爲めに盡すとあらば、身命は少しも惜しうはない。けれども今死して見ると、まあ徳川家は如何ならうと思ふ。大久保一翁初め、皆々吾と同様の

勝江戸城中情勢を語る



考である。斯く申上ると、或は諸君より御疑を受くると同時に、我が幕府の重役、其他よりも亦疑を受けて居る。其間に挾つて居る拙者であつて、又其間に挾つて誠意を盡さうといふ慶喜である。慶喜と雖ども、今日では號令を發して、其通りになるといふことは出来ない今日の形勢である。

果して勝が斯く陳述したる乎、否乎。兎も角も渡邊が隔たりたる坐席から傍聽したるものなれば、必らずしも精確とは云ひ難きも、其の大體の主旨には相違あるまい。

進軍中止  
願

然るに今、明日兵を運動して、江戸城を攻撃するならば、何等の變動を引起して、慶喜の精神も水泡に歸するのみならず、江戸は勿論、天下の大騷亂となることは、目前である。又西郷殿には、豫て申上たことがあるから、大抵御諒察のことと思ふ。兎も角明日の戦争は、止めて貰はなければならぬと云ひました。以上は勝の所説として、渡邊の語るところ。而して渡邊は、これが斷案を下して曰く、

理路整然

實に其時の話は、能く順序も立ち、實に見事なものであると、敵ながら感じ入た位でございます。

如何にも適當の論斷だ。此れが公論であらう。

西郷答辯  
簡短

然るに西郷の之に對ふるに、實に彼の要用する點に打込んで、格別多言でもなく、之れも亦た見事な答でありました。素より西郷は、彼パークスの一件を心に承知し居るから、其事は一言も出さぬが、心中には明日の攻撃は、止めねばならぬと云ふ氣を持つて居たと見へ〔参照 八六―八八、及び九二、九三〕、段々談話も進んだ上に、然らば宜しい。先鋒隊の舉動は、拙者の關かる所であるから、攻撃だけは止めやうが、吾が注文通り貴君はなさるゝか、明日の攻撃兵は中山道にもあれば、其他にもあるから、是等には傳ふるであらうが。貴君はこのことに付ては如何様のことにする乎。勝いふ、其れは實に大慶である。直ちに慶喜の所へ歸り、其の號令を以て、早々鎮撫して、必ず官兵に向つて、粗暴の舉動をなす可らずといふことを、嚴に達する積りである。西郷いふ、それはそう



であらうが、先づ第一に城、兵隊、兵器を渡さねばならぬ。之を是非急にせねばならぬと云ふ。

城兵器引渡延期

勝いふ、それは暫時待つて貰ひたいが、其事甚だ苦しむ處である。今日若し其令を發せば、慶喜が擒になるかも知れぬ。吾々も生命を、眞先に取らるゝであらう。敢て生命を惜しむではないが、徳川三百年の功も、斯くしては天地に對して申譯なく、又朝廷に對しても大罪を蒙る譯であるから、唯鎮撫する丈に止め貰ひたい。跡は又た跡で如何様にもしやう。西郷も然らば宜しい、此方は恭順がどれ位出来るか見ましやう。故に明日の攻撃は止めやうといふて、別れました。勝も頗る満足にて引取りました。〔史談會速記録第六十八輯〕

板垣の抗議

尙ほ内藤新宿まで進入したる東山道支隊の主將板垣退助は、此の攻撃中止を憤慨し、親しく來つて西郷に抗議を申し込んだが、西郷からパークス云々の内情を聞いて、板垣も其儘引き取つたと、渡邊清は語りてゐる。

\* \* \* \* \*

兩役者の功

西郷が眞にパークスの所説の爲めに、江戸城攻撃を中止したる乎。若しくは故らにそれを強調して、攻撃中止の理由としたる乎。何れにもせよ、表面から勝の談判に、裏面からパークスの所言が、宛も互ひに申合せたるが如く、江戸城攻撃中止の動機となり、若しくはそれに理由づけ、血氣に逸る官軍をして、姑らく其の鋭鋒を戢めしむるに至つたは、偶然の仕合せと云はねばならぬ。然も斯る大活劇は、西郷、勝の兩人にして、始めて能く之を演ずることが出来る。

昭和十二年八月初九午前七時五十分、嶽麓双宜莊に於て

蘇峰七十五叟



近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第七冊 終

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第七冊 年表並人物概覽

其一年 表

明治元年 戊辰年 西曆一八六八年 支那同治七年

正月五日。橋本實梁を東海道鎮撫總督、柳原前光を同副總督となし、今日京都を發せしむ。(四八) ▲六日。徳川慶喜大阪城を脱す。(三) ▲七日。慶喜追討令發布。(五) ▲八日。慶喜攝海を去る。(三) ▲九日。靜寛院宮慶喜の薩罪狀奏聞狀御覽。(四) ▲十一日。慶喜の船品川沖に入る。(三) ▲十二日。未明慶喜濱御殿に上陸し、午前十一時頃江戸城に入る。(三) ▲慶喜人をやり東歸の旨を靜寛院宮に報告、天璋院には面會報告。(四) ▲十三日。舊幕府歩兵頭に駿府警衛を命ず。(九) ▲幕臣柳河春三大學西征を建白。(一〇) ▲十四日。慶喜天璋院に頼り、靜寛院宮に面會請

年 表

求。併せて自己退隱に付相續人體につき天璋院に相談。(四) ▲徳川氏古河藩に神奈川警備の増員を命ず。(九) ▲十五日。靜寛院宮慶喜面會。(四) ▲小栗上野介罷免せらる。(一一) ▲大久保一翁松平春嶽に書を與へ幕府の爲朝廷に對して周旋を求む。(一五) ▲十六日。天璋院靜寛院宮訪問、慶喜の依頼により、慶喜退隱及び謝罪の事を相談す。官謝罪申入一條を承諾す。(六) ▲板垣大隊司令として六百餘名を率ゐ、高知城下を發す。(五三) ▲十七日。慶喜靜寛院宮及び天璋院と會見、歎願書持參女使差立の件を依頼す。宮女使差立を許し歎願書原稿を慶喜より差出させ、認め直しを命ず。(六) ▲舊幕府目付を箱根碓氷の兩關に派す。▲若年寄堀貞虎難局處理に難く、殿中に自殺す。(九) ▲勝安房海軍奉行並を命ぜらる。(一七) ▲十八日。慶喜歎願書

一



數度往復認直す。〔六〕▲佛使ロツシユ慶喜に謁見を請ふ。〔一四〕▲勝安房松平春嶽を介し參與に一書を呈す。この日幕府勝に上京歎願を命ず。都合により即夜中止せらる。〔一七〕▲桑名征討の官軍大津を發す。〔五八〕▲十九日。慶喜各藩に上意書を發す。同日また老中の演達書を出す。〔五〕▲板垣退助讚州丸龜に入る。〔五三〕▲二十日。靜寛院宮女使差立の件決定す。〔七〕▲幕府松本藩、高崎藩をして碓氷關を警備せしむ。〔九〕▲板垣等高松城を取る。〔五三〕▲二十一日。大久保忠寛書を以て越前藩臣酒井十之丞に江戸の近狀を告ぐ。〔二一〕▲慶喜書を尾張、越前、淺野、細川、山内等に送り、救解を求む。〔三〇〕▲靜寛院宮女使土御門藤子出發。〔三八〕▲二十三日。勝安房陸軍總裁、若年寄命ぜらる。〔一八〕▲この夜幕府諸官上言して官軍禦止の策を申すもの多し。慶喜靜かに之を戒飭す。〔二〇〕▲慶喜舊幕府職制を改め、家職の組織となし、一齊に國內御用取扱となす。〔三二〕▲

二

橋本實梁等陣を伊勢四日市に駐む。松平定敬の子萬之助出で降る。〔四八〕▲二十五日。慶喜書を越前春嶽に贈り、紀州侯を後繼となさんことの奏上を託す。春嶽之を辭し、紀侯もまた繼嗣を辭す。〔三〇〕▲幕府公議所を設け廣く有志の意見を陳せしめんとし、今日その御用掛を命ず。〔三二〕▲二十六日。佛國陸軍教師シャノワシ勝安房に面し、一戰を勸む。〔二三〕▲板垣等大阪に達す。〔五三〕▲二十七日。勝シャノワシを訪ひ、勸告に従ひ難き旨を告ぐ。〔二七〕▲公議所取立發令。〔三二〕▲二十八日。中根雪江今日附を以て一書を裁し、慶喜君臣恭順の實なき旨を指摘す。〔二八、二九〕▲大久保一藏太政官代參仕。今日朝廷諸僚關東討伐見込言上。〔四〇〕▲官軍桑名城を收む。〔四八、五八〕▲板垣京都に入る。〔五三〕▲二十九日。靜寛院宮の女使土御門藤子桑名にて橋本實梁に會見。〔二五〕

二月一日。中根雪江今日また一書を裁し、先月廿八日の書と共に一括して江戸に送る。〔二九〕▲二

日。西郷吉之助大久保一藏に關東討伐に關する意見書を贈る。〔四〇〕▲三日。天皇太政官代親臨親征詔書を下さる。〔四四〕▲五日。慶喜歎願の爲黒川嘉兵衛を東海道より、堀鏡之助、平岡庄七を中仙道より上京せしむ。〔三〇〕▲六日。土御門藤子京都著。〔三七、三八〕▲十日。小笠原長行辭免。〔三二〕▲土御門藤子京都倉橋家にて、中院長谷兩卿に面會、靜寛院宮よりの使命を傳ふ。〔三七〕▲十一日。慶喜新命の總裁を召し、上野に移居謹慎の旨を告ぐ。〔二〇〕▲慶喜上野屏居に付、上意書を家中に布達す。〔三三〕▲十二日。慶喜今日越前留守居を江戸城二の丸に召し、官軍差向猶豫の願書を京都朝廷に差出を委託す。〔三三〕▲慶喜上野に入る。〔三四〕▲慶喜上野退去に就き、靜寛院宮一書を公現法親王に贈る。〔三五〕▲西郷吉之助京都發東方に赴く。〔六四〕▲十三日。山内容堂酒を土藩東征の兵に賜ひその勞を犒ふ。〔五四〕▲十四日。慶喜會桑二藩及び自餘の官吏二十四名の登城を禁ず。

〔三一〕▲土藩東征の兵京都を發す。〔五四〕▲十五日。有栖川宮熾仁親王征東大總督として御發輿。〔四一、四七〕▲十六日。長谷信篤靜寛院宮御願に就き朝議を盡すべき旨を土御門藤子に傳ふ。正親町三條實愛口演書を橋本實梁に傳へ、之を靜寛院宮に致さしむ。〔三八〕▲熾仁親王石部泊。〔四八〕▲十七日。公現法親王田安慶頼の頼みにより歎願の爲、來る廿一日發駕すべき旨を靜寛院宮に報告。〔三五〕▲熾仁親王土山泊。〔四八〕▲十八日。土御門藤子京都發東歸。〔三七〕▲熾仁親王龜山泊。〔四八〕▲東山道總督岩倉具定薩土長因彦根の兵を率ゐて大垣に達す。〔五二〕▲土藩兵大垣に入り、諸藩兵と會す。〔五四〕▲十九日。昨日慶喜の願書京都越前邸に達す。今日春嶽之を朝廷に上る。〔三三〕▲熾仁親王四日市泊。〔四八〕▲公現法親王歎願の爲上野を發す。〔六二〕▲二十日。熾仁親王桑名泊。〔四八〕▲東山道先鋒隊大垣發、岩倉具定大總督府及び東海道總督府に進軍を報ず。〔五二〕▲大總督軍



令及び陸軍法度を諸兵に頒つ。(五四)▲二十一日。老中稻葉正邦辭免。(三二)▲熾仁親王名古屋泊。(四九)▲東山道中軍土佐長州兵出發。(五四)▲二十二日。熾仁親王鳴海泊。(四九)▲東山道殿軍彦根、西大路、高須藩兵大垣發。(五四)▲二十三日。熾仁親王岡崎泊。(四九)▲二十四日。黒川嘉兵衛入京し、書を薩長尾越諸家に投じ、徳川氏の爲周旋を依頼す。(三〇)▲熾仁親王吉田泊。(四九)▲二十五日。橋本實梁靜寛院宮あて返書今日到着。(三五)▲西郷駿府にて諸隊に先發の命を傳ふ。(六四)▲二十六日。靜寛院宮橋本實梁への返書に慶喜奏開書寫御自身趣意書を添へ使者に渡す。(三六)▲熾仁親王今日まで吉田滯泊。(四九)▲二十七日。熾仁親王荒井泊。(四九)▲二十八日。熾仁親王濱松泊。輪王寺官使僧自證院來る。公現法親王歎願書及慶喜哀請書寫差出。(四九、五〇)▲二十九日。熾仁親王袋井泊。(五〇)▲晦日。土御門藤子江戸歸著。委細靜寛院宮に報告。(三七)▲

三

熾仁親王掛川泊。(五〇)三月一日。田安慶頼靜寛院宮に官軍東下差控運動を依頼。官その困難なる旨を答ふ。(三九)▲東山道官軍正副總督信州下諏訪に陣し、同じく土因の兵は上諏訪に陣す。(五五)▲二日。土因前哨甲府に向ふ。今夜葛木泊。(五五)▲薩州藩士三人勝安房に預けらる。(八〇)▲三日。熾仁親王今日まで掛川滯泊。今日大井川を越し、島田泊。(五一)▲東山道官軍上諏訪發甲府に向ふ。前哨兵は韭崎に進陣。(五五)▲四日。熾仁親王岡部泊。(五一)▲官軍前哨甲府に入る。(五六)▲五日。西郷吉之助熾仁親王を鞠子に迎ふ。(六四)▲熾仁親王駿府に入る。(五二)▲官軍甲府に入り、先鋒兵は石和驛に入る。(五六)▲山岡鐵太郎勝安房を訪問、駿府行の件決定す。(八〇)▲六日。勝沼の戰。(五六、五七)▲官軍江戸城進撃を今日十五日と定む。(六三)▲柳原前光沼津に赴く。(六二)▲今日附を以て勝安房西郷に與ふる一書を裁し山岡に托す。(八〇)▲東山道官軍武州深

谷に達す。(九〇)▲パークス横濱歸著。(九四)▲七日。土因の兵勝沼を發し、敵を追ふ。(五七)▲公現法親王駿府にて有栖川總督宮に御會見。執當職覺王院義觀は西郷林と會見。(六二)▲八日。官軍甲府發。(五七)▲橋本實梁沼津に出張。(六四)▲武藏羽生宿陣の幕府脱走兵官軍の横を衝かんとするの風評あり。(八九)▲九日。勝山戰勝注進大總督に達す。(六四)▲今日西郷駿府にて山岡鐵太郎と會見す。(六四、九六)▲東山道官軍幕府脱走兵と築田に戰ふ。(八九)▲十日。西郷吉之助駿府を發し、江戸に向ふ。(六四)▲山岡東歸勝に報告。(八一)▲十一日。東山道官軍總督岩倉具定等熊谷を發し、桶川驛に次す。(九〇)▲この夜大總督府參謀の書翰及軍令到達。(九〇)▲この日官軍忍城を收む。(九一)▲東山道官軍板垣退助等八王子に著す。(五七、九一)▲十二日。西郷先鋒の本營を池上に進め、自身は江戸芝高輪の薩邸に入る。(六四)▲木梨精一郎渡邊清パークスを横濱に訪ふ。(八

六)▲岩倉具定、同八千九等東山道正副總督驛に次す。(九一)▲十三日。公現法親王府中出發歸府。(六四)▲東山道官軍板橋驛に入る。(九一)▲板垣退助等の軍武藏府中驛に次す。(九一)▲勝西郷會見第一次。(九六)▲十四日。東山道官軍本隊明日江戸攻撃準備を命ず。(九一)▲板垣等の軍四谷高遠藩邸に入る。間もなく江戸城進撃期告知來る。(九一)▲勝西郷會見第二次。江戸城總攻撃延期。(九六、九七、九八)▲十五日。覺王院義柳原副總督を戴き再び甲府に赴く。海江田信義柳原副總督を戴き再び甲府に赴く。(五八)▲公現法親王駿府より歸る。(六三)



### 其二 人物概覽

【了行】

ア

赤松左衛門尉 名は範忠。幕臣。嘉永七年十月小性組番頭となり、安政五年八月書院番頭に移る。六年八月外國奉行神奈川奉行兼帶。萬延元年七月辭す。同年十月寄合より書院番頭となり、文久三年正月講武所奉行に任ず。慶應元年五月側衆となり、二年十一月側用取次となる。四年三月隱居。(三四)

秋澤清吉 名は貞之。土佐杵田村の人。奥宮健齋に陽明學を學び、文久二年武市瑞山の勤皇運動に参加し、京洛の間を奔走す。慶應の末板垣退助に従ひ、東征軍に加はる。維新の後陸軍大尉となり、間もなく辭職。明治十二年土佐高岡郡塚地村に死す。年四十餘。(五四、五五)

〔四四〕

イ、中

井伊掃部頭 五揚出。(四四)

池田因幡守 名は慶徳、因幡鳥取藩主。徳川齊昭第五男。初名昭徳、省山と號す。因幡守慶榮の養子となる。嘉永三年十二月封を襲ひ、從四位相模守となる。資性英邁藩制を釐革するところ多し。文久三年將軍上洛の時隨つて入京し、賀茂行幸に供奉す。戊辰の役皇師に従ひ功あり。明治二年二月中納言となり、後爵香間祇候となる。十年西南の役軍駕京都駐蹕に従ひ、八月三日京都旅舎に死す。年四十一。(四四)

池田信濃守 池田章政に同じ。六揚出。(四四)

池田丹波守 名は政禮、備中生坂藩主。政和の子。嘉永二年十二月生る。文久三年九月京都警衛に當り、戊辰の役宗家と力を戮せて功あり。明治四十年十月死。(四四)

石川宗十郎 名は成之、日向守と稱す。伊勢龜山

淺野安藝守 淺野茂長に同じ。三、四揚出。(四四)

淺野紀伊守 淺野茂勳に同じ。三、四、五、六揚出。(三〇)

淺野美作守 淺野氏祐に同じ。六揚出。(一九、三二、三四、八二)

阿波宰相 鍋島直大に同じ。初名茂實。閑叟直正の子。佐賀藩主。弘化三年八月生れ、文久元年十二月家を嗣ぐ。肥前守と稱す。維新後英國に留學、全權公使、元老院議員、式部長官等を勤む。大正十年六月死。(四四)

有栖川宮熾仁親王 一、二、三、四、五、六揚出。(三八、四一、四四、五一、五二、五四、九四)

有馬藤太 六揚出。(四九)

有馬中務大輔 四揚出。(四四)

安藤理三郎 名は信勇。磐城平藩主。内藤正義の三男。嘉永二年十月生る。信民の嗣となり、文久三年八月家を嗣ぐ。明治四十一年五月死。

石黒 藩主。總脩の子。慶應元年九月家を嗣ぐ。明治五年三月養子成徳に讓る。(四四)

石黒 務 舊彦根藩士。天保四年生る。湖東小吏と號す。少より俊才の名あり、藩主直弼に仕へ、後直憲に仕へ信任せらる。幕末の際京都に入り、畫策するところあり。維新後福井縣令となり在任數年、辭して井伊世子の家庭教師となり、晩年彦根に退隱し、明治三十九年三月死。年七十四。(五一)

板垣退助 一、三、四、六揚出。(五二、五四、五五、一〇五)

板垣信形 駿河守と稱す。武田氏の重臣。信虎に仕へ、嫡子晴信家督相續に當り功あり。戦ふ毎に參謀となり、武田氏の威爲に遠近に振ふ。久しく諏訪郡代となり、信濃を鎮す。後信州上田の役に死す。(五六)

板倉松叟 板倉伊賀守に同じ。一、二、三、四、五、六揚出。(三一)

井田五藏 三、四、五揚出。(五二)



伊地知正治 二、四、五、六掲出。(五二、九〇、

一〇一)

市橋主税大輔

近江西大路藩主。名は長義、また長和。下總守また壹岐守と稱す。實は酒井忠器の弟。天保十五年十月家督を嗣ぐ。(四四)

稻葉兵部大輔

稻葉正巳に同じ。一、三、四、五掲出。(一九)

稻葉美濃守

一、二、三、四、五、六掲出。(三二)

乾 退助

板垣退助に同じ。(四四)

井上河内守

井上正直に同じ。三掲出。(一九、四四)

岩倉具定

四、六掲出。(四四、五二、五四、八八、九〇、九二)

岩倉具視

一、二、三、四、五、六掲出。(三八、五五)

岩倉八千丸

岩倉具經に同じ。六掲出。(四四、五二、五四、五五、九〇)

ウ

宇田栗園

名は淵、山城の人。明治元年正月九日東山道總督府參謀を命ぜられ、五月十九日罷む。(四四、五二)

エ、エ

江川太郎左衛門

五掲出。(六七、七八)

越前春嶽

松平春嶽に同じ。(七一)

榎本和泉守

六掲出。(九、二〇、三二)

オ、ヲ

小笠原壹岐守

一、二、四、五掲出。(二四、一九、三一、三二)

小笠原河内守

名は長遠、彌太郎と稱す。(三一)

小笠原豊千代丸

名は忠忱、小倉藩主。忠幹の子。文久二年二月生る。戊辰の役兵を奥羽に出す。(四四)

小笠原長行

小笠原壹岐守に同じ。(九五)

小栗上野介

小栗忠順に同じ。一、二、三、五、六掲出。(九、一一、一九、四一、五九、八二、九五)

小栗下總守

六掲出。(三一)

尾張慶勝

徳川慶勝に同じ。一、二、三、四、五、六掲出。(三)

正親町公董

四、五掲出。(四四、四九、五〇)

正親町少將

公董に同じ。(四七)

大久保一翁

大久保忠寛に同じ。(一七、二〇、三二、四一、五九、七一、八二、九一)

大久保一藏

一、二、三、四、五、六掲出。(四〇、四一、四二、四三、七七、九二)

大久保主膳正

六掲出。(三)

大久保忠寛

五掲出。(二、一五、一六、二八)

大久保筑後守

六掲出。(三一)

大久保利通

大久保一藏に同じ。(二〇)

大久保能登守

名は教寛。(三一)

太田總次郎

名は資美、備中守と稱す。遠江掛川

大鳥圭介

藩主。三掲出。(四四、五一)

大村丹後守

肥前大村藩主。名は純熙。弘化四年三月父純顯の後を嗣ぐ。よく藩政を整へ、文武を勵まし、人材を養成し、明治維新の際他藩に率先して王事に盡し、東北鎮定に功あり。明治十五年一月死。年五十八。(四四)



大村益次郎 六掲出。〔九二〕  
大山彌助 二、四、五、六掲出。〔九〇〕

【力行】

カ

海江田武次 海江田信義に同じ。〔二六〕  
海江田信義 五掲出。〔四四、五八〕  
高力主計頭 名は忠長、幕臣。〔三一〕  
加賀宰相 前田慶寧に同じ。四掲出。〔四四〕  
香川敬三 二掲出。〔五二〕  
覺王院義觀 武藏新座郡根岸村の人。金子某の子。文政六年十月生る。幼名劇藏。少にして穎敏、自尊の風あり。天保三年二月東叡山に入り、大慈院堯覺に就き得度す。後大僧都となり、慶應三年三月輪王寺官執當職に任せられ、院家に補し、特に大覺王院の號を賜ふ。維新の際徳川氏の爲陳謝につとめ、後彰義隊と氣脈を通じ、その潰散後會津に入り、轉じて仙臺に赴き仙岳院に居る。九月官軍に捕はれ、江戸に護送せられ

西丸下糺問所の獄に入る。間もなく病を得、本郷壹岐坂松平美作の邸に移され、療養を加へしが效なく、明治二年二月二十六日死。始め千住小塚原刑場の側に埋め、翌年二月東叡山慈眼堂の東側に改葬せらる。〔六一、六五、六八〕

柏木總藏 五、六掲出。〔九〕

和宮 一掲出。〔九六〕

片岡健吉 二掲出。〔五四、五六、五七〕

勝安房 勝義邦に同じ。一、二、三、五、六掲出。〔二、一五、一七、一八、二〇、二二、二二、二三、二四、二五、二六、三二、四一、五九、六四、七一、七三、七四、七六、八〇、八二、八四、八五、九一、九三、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇三、一〇四、一〇五〕

加藤能登守 名は明實。近江水口藩主。初名朝實。明邦の八男。嘉永元年三月生る。兄明軌の嗣となり、慶應二年三月家督を承く。維新の際功あり、明治政府に仕へ諸官に歴任す。明治三十九年十一月死。〔四四〕

加藤弘之 出石藩士。初名弘藏。四郎兵衛の長男。天保七年六月生る。佐久間象山に從つて兵學を修め、ついで蘭英佛獨の諸學を究む。萬延年中幕府に召され出仕す。明治後大學總理となり文教に貢献するところ多し。三十三年男爵を授けらる。大正五年二月死。〔一三〕

川勝備後 川勝廣道また近江守に同じ。一、三五、六掲出。〔二〇、三二、八二〕

川崎正右衛門 名は祐名。鹿兒島藩士。祐芳の子。天保四年十一月生る。維新の際小荷駄奉行となり、東北各地に轉戦して功あり。後陸軍會計官吏となり功あり。錦鷄間祇候、貴族院議員に任ず。三十三年男爵を授けらる。三十九年一月死。〔一〇三〕

河田佐久馬 名は景與。鳥取藩士。介景の子。文政十一年十月生る。夙に皇事に奔走し、戊辰の役東山道參謀となり、大總督府下參謀補助、江戸府判事等を経て大總督府下參謀となる。明治後諸官に歴仕し、元老院議員となる。二十年特

旨を以て子爵を授けらる。三十年十月死。〔五五、五六〕

河田景福 因幡鳥取藩士。精之丞と稱す。維新の際大總督府に從ひ東下し、使番となる。〔五一〕

河津伊豆 河津三郎、また祐邦に同じ。五掲出。〔二〇、三二、八一〕

川手主水 彦根藩士。維新の役東山道軍に從ふ。〔五二〕

河緒大夫 名は實文。三條實萬の五男。弘化二年四月生る。戊辰の役錦旗奉行並に大總督參謀となる。明治後内務省に出仕し、後元老院議員となる。明治四十三年七月死。〔四四〕

川村與十郎 二、四、五、六掲出。〔九〇〕

キ

紀伊中納言 徳川茂承に同じ。五掲出。〔四四〕

北島千太郎 名は秀朝また時之助と稱す。水戸藩士。脱藩して西國に走り形勢を視察し、後京都



に行きて岩倉具視に謁し信頼せらる。戊辰の役  
東山道軍大監察となる。五月鎮臺府判事となり  
東京府判事に轉じ、東京府權大參事より和歌山  
縣權令となり、病を得て辭す。後七年再び起つ  
て佐賀縣令となり、長崎縣令に移る。十年十月  
十日病みて死す。年三十六。〔五二、九一〕

木戸孝允 木戸準一郎に同じ。一、二、三、四

五、六掲出。〔四三〕

木梨精一郎 二、四掲出。〔二六、四四、八六、

八七、八八、九二〕

清川八郎 五掲出。〔七二〕

ク

九條道孝 三、四、六掲出。〔四四〕

邦家親王 伏見宮貞敬親王の御子。陸宮と號

す。文化十四年正月十一日光格天皇御猶子とな  
り、二月親王宣下、元服して上野大守となり、  
三品に敘せらる。天保十三年八月落飾入道宮と  
號す。元治元年二月復飾、三月二品に敘し、式

部卿に任じ、隨身兵仗を聽され、帶劍を勅授せ  
らる。慶應四年三月一品に進む。明治五年四月  
隱居、八月薨去。七十一歳。〔五九〕

黒川嘉兵衛 二掲出。〔三〇〕

黒田宰相 筑前福岡藩主、名は長薄、初名齊溥。

幼字桃次郎、致仕の後襲成と改め、字を子觀と  
いひ、龍風、霞關、群樂堂等と號す。島津重豪  
の第九子。文化五年三月江戸高輪の藩邸に生れ、  
文政五年十二月黒田齊清の養子となる。夙に海  
外の事情に注意し、弘化中家臣を長崎に遣りて  
西洋の事情を探らしめ、嘉永年中には醫學館及  
び病院を起し、續いて安政中多くの家臣を長崎  
にやりて、荐りに文武實用の學を講習せしむ。  
明治二十年死。〔四四〕

黒田了介 二、三、四、五掲出。〔四四〕

觀行院 和宮の御生母、橋本氏、名は經子。

權大納言實久の第五女。仁孝天皇の朝、天保十  
年十二月選ばれて宮嬪に列し、新典侍と稱せら  
る。和宮の徳川氏降嫁に従ひ江戸に至り、慶應

元年八月江戸城中に死す。年四十二。増上寺山  
内に葬る。〔三七〕

コ

公現法親王 伏見宮邦家親王第九王子。弘化四年

二月十六日誕生、滿宮と稱す。嘉永元年八月青蓮  
院宮附弟となり、また仁孝天皇養子となる。五  
年三月勅命により、更に梶井門室附弟となる。

安政五年九月輪王寺慈性法親王附弟となり、十  
月親王となり、能久と名づく。十一月輪王寺に  
入り落飾。萬延元年九月二品に敘し、元治元年  
十二月一品に進む。明治二年九月仁孝天皇養子  
親王位記を止めらる。三年十一月能久に復名。  
五年三月北白川宮智成親王の後となり、十一年  
八月仁孝天皇養子並びに親王に復す。十三年二  
品に敘し、十九年大勳位に敘す。二十八年十一  
月陸軍大將に任じ、ついで薨す。四十九歳。〔四  
九、五九、六〇、六一、六三、六四〕

小林柔吉 名は降麟、字は聖瑞、竹處と號す。安

藝安佐郡祇園村の農九左衛門の子。後播磨に至  
り河野鐵兜に學ぶ。ついで廣島藩に仕へ、慶應  
二年幕府長州征伐の役にあたり、船越衛等と藩  
議をまとめ、長藩使臣と密議す。やがて京都に  
赴き爲すところあり。ついで一隊を編成す。戊辰  
の役北陸道參謀となり功あり。六月病に罹り歸  
國し、十二月十七日死す。年三十二。贈正五位。  
〔四四〕

小松帶刀 一、二、三、四、五掲出。〔四三、一

〇三〕

小南五郎右衛門 高知藩士。名は良和。天保中藩

主に從ひ、江戸にあり、側物頭となる。安政四  
年側用人に任せられ、幕府に建言の事を司る。  
五年歸藩して藩政を整へ再び江戸に出で、戊午  
の際罪を得て歸國、幡多郡佐賀村に幽せらる。  
文久元年赦され、二年大目附となり、入京す。  
元治元年罪を得て爵祿を奪はれ、慶應三年免さ  
れて大目付に復職、戊辰の役功あり。後刑法官  
判事となり、間もなく致仕歸國す。明治十五年



近藤 勇 二、三、四掲出。〔五六、五八〕  
二月死。年七十一。贈從四位。〔五四〕

【サ行】

サ

西郷吉之助 一、二、三、四、五、六掲出。〔二一、二六、四〇、四四、四七、六四、六五、七一、七五、七七、七八、七九、八五、九三、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇二、一〇三、一〇四〕

齋藤篤信齋 名は善道、字は忠卿、通稱彌九郎、越中射水郡佛生寺村の人。家世々里正たり。父は信道。寛政十年生る。幼にして江戸に出て、岡田十松に劍を學び、儒を古賀精里に、兵學を平山子龍に習ふ。十松の歿するや其業を嗣ぎ、場を麴町三番町に開き、練兵館と稱す。武田彦九郎藤田虎之助等來り學ぶ。諸侯争ふて之を聘せんとすれども敢へて應ぜず。嘗つて水戸侯の爲に三兵對抗演習をなし賞賜せらる。戊辰の役彰義隊の

徒之を延きて指揮を仰がんとすれども、大義を説きて應ぜず。後明治政府に仕へ、會計官權判事となり、鑛山大佑に轉ず。四年十月死。年七十四。及門の士木戸孝允、山尾庸三、渡邊昇、井上勝、楠本正隆、關口隆吉等あり。〔七〇〕

齋藤彌九郎 初代彌九郎篤信齋の子、名は龍善、初名新太郎、文政十一年七月江戸に生る。父の業を受け劍道師範となる。十九歳の時武者修業に出で全國を周遊して歸る。文久三年幕府に仕へ二百俵を賜はる。水戸、長門、越前等諸侯より劍道師範を囑せらる。慶應二年遊撃隊肝煎役となり、三年小十人席步兵差圖役並となり、四年大番席步兵差圖役撤兵差圖役を兼ね。維新の後歸農して製茶の業を始む。明治二十一年八月死。年六十。〔七〇〕

酒井左衛門丞 出羽庄内藩主。忠篤に同じ。三、五、六掲出。〔一八〕  
酒井下野守 酒井忠強に同じ。三掲出。〔四四〕  
酒井十之丞 一、二、三、四、五掲出。〔一六〕

酒井若狹守

酒井忠氏に同じ。三、五、六掲出。〔四四〕

榊原式部大輔

名は政敬、越後高田藩主。同姓伊織の長男、天保十四年二月生る。政愛の嗣となる。元治元年征長の役先鋒となり、戊辰の役官軍に屬し、兵を奥羽平定に出す。大正十四年六月隱居、昭和二年三月死。〔四四〕

佐久間近江守

名は信久。五掲出。〔一四〕

澤 爲量

宣嘉の養父。文化九年三月生る。戊辰の役九條總督に従ひ征討の功あり。宣嘉の死後、再び家を嗣ぎ子爵を授けらる。明治二十二年九月死。〔四四〕

三條實美

二、三、四、五、六掲出。〔三五、三八〕

シ

設樂備中守

名は能棟、通稱岩次郎。文久三年四月目付となり、十月免職。慶應三年三月目付再役。大阪在住諸大夫。同四年二月免職。〔三一〕

慈性法親王

有栖川韶仁親王の男。文化十年八月廿六日生る。十五年四月門跡亮深附弟となる。文政五年六月光格天皇御養子となる。八月親王宣下。諱明道、十二月入寺得度。天保八年二品に敘す。弘化三年五月輪王寺自在心院宮附弟となる。九月關東に發興。四年十二月一品に敘す。文久二年五月天台座主に補す。閏八月座主を辭す。慶應三年十二月薨す。五十五歳。東叡山慈眼堂に葬る。〔五九〕

四條隆平

六掲出。〔四四〕

品川彌二郎

二、三、四、五掲出。〔四四〕

島津淡路守

五掲出。〔四四〕

島津修理大夫

島津忠義に同じ。〔四四〕

島津忠義

二、三、五、六掲出。〔三、四二、四三〕

島津久光

一、二、四、五、六掲出〔四三〕

聖護院宮

嘉言親王に同じ。〔四四〕

ス



諏訪因幡守 信州諏訪藩主。名は忠誠。天保十一年五月家を嗣ぐ。萬延元年六月奏者番より、若年寄となり、文久元年八月辭す。二年十一月寺社奉行より再役。元治元年六月免職。明治三十一年一月死。〔四四〕

七

靜寛院宮 和宮に同じ。〔四、五、六、七、二六、三四、三五、三六、三七、三八、四〇、四一、四八、五九、六三、七七〕

關口隆吉 舊幕臣。通稱權助。天保七年十二月生る。維新の後静岡藩に屬し、地方官となり、一時高等法院陪席判事を命ぜらる。十九年七月静岡縣知事に任ぜらる。二十二年五月十七日死。〔五九、六〇〕

【夕行】

夕

醍醐忠順 内大臣輝弘の子。天保元年三月生

る。大納言となる。維新前後國事に奔走し、參與職となる。明治三十三年七月死。〔四四〕

高岡三郎兵衛

大垣藩士、筒見宗直の子。後同藩高岡清信の嗣となる。夢堂と名のる。國漢兵法の學に通じ、理財の才あり。嘉永以來藩政を理し、慶應元年藩主に從ひ、禁闕守護の任を盡す。次で征長の役に從ひ、歸藩の後學政を振張す。戊辰の初め勤王を唱へ東征に從ひ功あり。後執政となり、藩政を理す。ついで朝廷の命により太政官辨事となり、病みて辭し、轉じて大垣藩大參事となる。二年十月死。年五十三。〔五二〕

高木主水正

名は正坦。河内丹南藩主。松平齊民の從弟なり。文政十二年三月生る。正明の嗣となり、嘉永元年八月家督を承く。明治二年十一月養子正善に讓る。〔五一〕

高橋伊勢守

二掲出。〔七三、七四〕

瀧川播磨守

三、五、六掲出。〔三一〕

竹添井々

名は進一郎、肥後天草郡上村の人。天保十三年生る。熊本の儒木下岸潭の門に學び、

井上毅と並び稱せらる。熊本藩に仕へ、戊辰の役藩の參謀となる。維新の後伊藤博文に知られ、明治八年天津領事となる。後朝鮮駐在辨理公使となり、十七年事變の後退きて東京帝國大學に經書を講ず。二十八年之を辭し、小田原に閑居著作に従事す。大正六年三月死。年七十六。〔八〕

武市熊吉

名は正幹。土佐高知の人。天保十一年生る。戊辰の際板垣退助の部下に屬し、關東奥羽に轉戦して功あり。明治四年出でて、陸軍大尉となる。五年外務省に出仕。支那を視察して歸る。六年征韓論の起るや官を辭し、東京京橋五郎兵衛町三河屋に寓し、岩倉具視を刺殺せんとし、七年一月赤坂喰違に之を襲ひ、縛に就き斬罪に處せらる。年三十五。〔五六〕

竹中丹後守

五、六掲出。〔三一、三二〕

立花出雲守

名は種恭。筑後三池藩主。後岩代下手渡に移る。明治元年三池に復す。嘉永二年四月家督を嗣ぎ、文久三年九月大番頭より若年寄

伊達遠江守

伊達宗城に同じ。一、二、三、五、六掲出。〔四四〕

谷

重喜

土佐の人。谷神左衛門の子。天保十四年生る。戊辰の役板垣退助に從ひ、四番小隊長となり、東北に轉戦す。後藩の權少參事となり、三年出でて陸軍大佐に任じ、大阪鎮臺參謀長となる。七年板垣と共に野に下り、高知に立志社を起し、十年の役事を起さんとして露顯し刑につく。一年を経て出獄、以來民權自由の爲努力し、十九年山内家家令となり、二十年死す。年四十五。〔五四、五七〕

谷大膳亮

名は衛滋。丹波山家藩主。松平頼繩の弟。播磨守衛弼の嗣となる。安政二年十二月家督相續、明治八年三月子壽衛に讓る。〔四四〕

谷

守部

二、三、五掲出。〔五三、五四、五六〕

田安慶頼

幼字耕之助。權大納言齊匡の子。天



保十年四月兄齊莊の後を嗣ぐ。家茂將軍となるに及び、後見職となり、從二位大納言となる。戊辰の際江戸の鎮撫に當り、二年十二月藩籍を奉還す。三年正月北海道十勝三郡を管す。九年九月病みて死す。年四十九。〔三四〕

ツ

塚原但馬守 五、六掲出。〔三一、九五〕  
津田山三郎 四、五、六掲出。〔四四〕  
土御門藤子 幼名澄姫。陰陽頭晴親の第四女。萬

延元年十二月擇ばれて和宮上臈頭となり、江戸に隨從し、明治二年二月また宮に從ひ京都に還住し、八年六月死す。〔七、三五、三六、四一〕

テ

天璋院 五掲出。〔四、六、三三、三五、三六、三七、七七〕

ト

七七、八六、一〇〇〕

德川慶頼 田安慶頼に同じ。〔五九、一〇〇〕  
戸田肥後守 名は勝強、幕府の臣。〔三一〕  
戸塚文海 名は正孝。備中淺口郡玉島中桐氏の

子。大阪緒方研堂の塾に學び、後江戸に出で、坪井信道に從ふ。萬延元年二十六歳にして幕醫戸塚静海の養子となり、長崎に赴き蘭醫に學び、ついでその傳習所を管す。慶應三年江戸に還り侍醫となる。維新の後朝廷召せども出でず。明治五年勝安房の勸めにより始めて出仕し、海軍大醫監となり、九年海軍軍醫總監となる。西南の役從軍して功あり。十六年官を辭し、高木兼寛と謀り、東京慈惠醫院を設立す。三十四年九月死。年六十七。〔三四〕

【十行】

ナ

内藤志摩守 名は正誠、信州岩村田藩主。三掲出〔三四〕

土井大炊頭 土井利與に同じ。三掲出。〔九〕  
藤堂和泉守 四、五、六掲出。〔四四〕  
藤堂佐渡守 名は高邦、同姓長徳の二男。佐渡守

高聴の養子となる。伊勢久居五萬三千石を領す。明治七年五月家督を子高義に譲る。三十五年四月死。〔四四〕

戸川伊豆守 二、三、四、五、六掲出。〔三一〕  
德川家茂 一、二、三、五、六掲出。〔三七、三八〕

德川元千代 名古屋藩主。慶勝の第三子。初名徳成。後義宣と改む。萬延元年兄茂徳の後を嗣ぐ。慶應二年父に代りて京都に朝覲す。左近衛權中將となる。明治八年十一月病みて東京に死す。年十八。贈正三位。〔四四〕

德川慶喜 一、二、三、四、五、六掲出。〔一、二、三、四、五、六、七、八、九、一一、一四、二〇、二一、二二、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三三、三五、四〇、五〇、五九、六三、七一、七二、七三、七四、七五、七六、

内藤金一郎 三河舉母藩主。内藤文成に同じ。三掲出。〔四四〕

永井玄蕃頭 一、二、三、四、五、六掲出。〔三一、三二〕

永井肥前 名は尙服。また伊豆守と稱す。美濃加納藩主板倉勝俊の四男。肥前守尙典の嗣となる。文久二年十月家を承く。慶應三年六月寺社奉行より若年寄となり、四年二月辭す。明治十年八月子尙敏に譲る。〔四四〕

中井範五郎 名は正勝。因幡鳥取藩士。夙に尊皇の心厚く、脱藩して笹木政吉と名のり、岡山に潜み、長州に往復して國事に奔走す。戊辰の始め征東の軍に從ひ、軍監となり、箱根に至り、林忠崇の爲欺かれて殺さる。時に年二十九。贈從四位。〔五二〕

中岡慎太郎 二、三、四、五、六掲出。〔五三〕  
中川修理大夫 豊後岡藩主。名は久昭。藤堂高猷の弟、入りて中川氏を嗣ぐ。天保十二年十二月相續。明治二年八月子久成に譲る。〔四四〕



長谷信篤 一、二、四掲出。〔三八〕  
中根雪江 一、二、三、四、五、六掲出。〔二七〕

中院通富 侍從通繫の子。大納言となる。明治十八年六月死。〔三八〕

中山忠能 一、三、四、五、六掲出。〔三八〕  
中村半次郎 二掲出。〔六七、六九、九八、一〇四〕

鍋島閑叟 一、三掲出。〔四三〕  
鍋島肥前守 初名茂實。後直大と改む。閑叟の子。阿波宰相に同じ。〔四四〕

榑崎頼三 名は修、初名竹次郎。山口藩士林源八の子。豊資の嗣となる。明倫館に武術を習ふ。文久元年世子の親衛となる。三年下關役に參加。慶應元年小性役となる。二年藝州口の戦ひ功あり。三年京都に入る。明治元年二月中隊司令となり、東山道先鋒に屬し、下野築田に戦ひ、武州忍城を取る。轉じて白河、若松等に戦ふ。三年兵部省より佛國に派遣せられ、居ること數

年、八年二月病んで巴里に死す。年三十。贈從四位。〔五二、八九、九一〕  
成川禎三郎 上總武射郡白幡村の人。名は尙義。明治政府に仕へ三重縣知事となる。〔八五〕  
成島大隅 名は弘、字は保民、柳北と號す。稼堂良讓の子。天保八年二月生る。十八歳家を繼ぎ、家定家茂二代の侍講に蔭補し、奥備者となる。父祖の著はす東照宮實記及後鑑訂正の事を總裁し、内班に入る。慶應元年騎兵頭となり、轉じて騎兵奉行に遷る。戊辰の際外國奉行となり、會計副總裁に進み、大隅守に任じ參政に列す。既にして歸農し、歐米に遊ぶ。歸つて朝野新聞社長となる。明治十七年十一月死す。年四十八。〔二〇、三二〕

西尾隱岐守 名は忠篤、通稱柳之助また鑑之助。始め遠州横須賀藩主。後安房花房に轉ず。忠愛の子。嘉永三年五月生。文久元年十月襲封。明

治四十三年十一月死。〔四四〕

西四辻公業 幼字茂丸。高松公祐の子。天保九年三月生る。先代公恪の嗣となる。夙に國事に奔走し、文久三年朝議を受く。戊辰の役征討軍參謀となり、功あり。後御歌所參候となる。明治三十二年十月死。〔四四、五〇〕

庭田大納言 名は重胤。議定となる。明治六年六月死。〔四四〕

仁和寺宮 公現法親王に同じ。〔六〕

野津七左衛門 五掲出。〔九〇〕

野津七次 七左衛門の弟。名は道貫。天保十二年十一月生る。維新の役功あり。明治五年陸軍に出仕。陸軍々政に盡すこと多く、二十七八年三十七八年、兩役共に功あり。大將となり元帥府に列す。十七年子爵となり、二十八年伯爵に陞り、四十年侯爵となり、大勳位を授けらる。四十一年十月死。〔九〇〕

【八行】

橋本實麗 文化六年十月生る。但馬權介と稱す。中納言となる。夙に國事に努力し、後參與職となる。明治十五年十月死。〔三五、三七〕

橋本實梁 四、六掲出。〔七、三五、三六、三八、四四、四七、四八、五一、五二、六二、六四、一〇二〕

橋本經子 觀行院に同じ。〔三六、四八〕

服部筑前守 名は常純、通稱歸一。長門守、また左衛門佐と稱す。萬延元年十二月目付となる。文久二年十月小納戸頭取となり、三年四月長崎奉行となる。慶應二年八月勘定奉行勝手方に任ず。三年五月海軍奉行並に移り、四年正月側衆となり、二月若年寄となる。〔三四、八一〕

伴門五郎 名は貞懿、字は士德、省齋と號す。武州足立郡藤原里正岡田正廣の子。天保十



年四月生る。叔父伴經五郎の嗣となり、徒士隊に入る。文久三年將軍家茂に従ひ、京都に上る。慶應二年陸軍調役に補せらる。維新の際江戸に歸り、彰義隊を組織し、五月十五日南門に戦つて死す。年三十。〔九〕

ヒ

一橋玄同

美濃高須藩主義建の第三子。幼字鎮三郎、後義比と名のる。嘉永三年十月父の後を承け高須藩主となる。攝津守と稱す。安政五年七月慶應の後を嗣ぎ、尾張藩主となり、茂徳と名のる。文久三年九月隠居し、玄同と號す。慶應元年五月茂榮と改名、二年十二月一橋家を嗣ぐ。十七年四月子達道に讓る。〔一五〕

平岡庄七

名は溫熙。慶喜の左右に仕ふ。〔三〇〕

平岡丹波守

名は道弘。大番藤澤宮内の子。文政三年西丸小納戸頭取平岡越中守の養子となる。五年書院番を命ぜらる。轉じて西丸小姓と

なる。天保二年從五位下丹波守に任ず。嘉永二年側役に進む。文久二年若年寄となり、五千石を知行す。元治元年更に五千石を増し、諸侯の列に班し、陣屋を安房船形に置く。〔三四〕

平山圖書頭

一、三、五、六掲出。〔一九、三一、三二〕

フ

福澤諭吉

中津藩士。天保五年十二月大阪堂島中津藩倉屋敷に生る。三歳父を喪ひ母と共に中津に歸る。二十一歳、長崎に出で蘭學を習ひ、翌年大阪緒方塾に入る。三年歸藩し、兄の後を嗣ぐ。二十五歳江戸に出で鐵砲洲藩邸にて藩の子弟に教授し、又英學を修む。萬延元年咸臨丸に乗り渡米。翌年歸つて幕府の翻譯方となる。文久元年また遣歐使節に従ひ行き、慶應三年再び米國に赴く。歸つて鐵砲洲の塾を新錢座に移し、慶應義塾と稱す。後之を三田島原藩屋敷跡に移す。明治十五年時事新報を發行す。三

十四年二月死。年六十八。著書頗る多し。〔一三〕

福地源一郎

一、三、五、六掲出。〔一一、一二〕

藤澤志摩

三掲出。〔二〇、三二〕

古屋作左衛門

舊幕府歩兵奉行。維新の際兵千八百を率ゐて官兵と下野築田に戦ひ、敗れて會津に走り、轉じて越後に入り、與板を劫掠し、信濃飯山城を侵し、また敗れて越後に逃れ、高田藩内に隠る。〔八九〕

ホ

星野豊後守

六掲出。〔三一〕

細川右京大夫

名は喜廷。六掲出。〔三〇〕

細川越中守

四、五掲出。〔四四〕

堀田出羽守

名は正養。近江宮川藩主。三掲出。〔四九〕

穗波三位

名は經度、天保八年十一月生る。慶應二年八月堂上二十二人と列參建議し、罪を得後赦さる。戊辰役東征大總督府錦旗奉行となる。

後、錦鷄間祇候となる。明治九年六月子經藤に讓る。經藤子爵を授けられ、二十八年六月返上。〔四四、五〇〕

堀石見守

信州飯田藩主。名は親義。左衛門尉と稱す。弘化二年九月家督を嗣ぎ、明治元年三月子親篤に讓る。〔四四〕

堀内藏頭

三掲出。〔九〕

本庄宮内少輔

名は道美、美濃高富藩主。安政五年十月家を繼ぐ。〔五一〕

本多紀伊守

名は正訥。伯耆守とも稱す。駿河田中藩主。萬延元年三月父正寛の後を嗣ぐ。文久元年學問所奉行となる。元治元年駿府城代となる。明治元年九月安房長尾に移封。三年十二月致仕。〔五一、六四〕

本多美濃守

名は忠民、三河岡崎藩主。三掲出。〔四九〕

【マ行】



牧野土佐守 名は成之。〔三一〕  
増山對馬守 伊勢長島藩主。名は正修。三掲出。  
〔四四、六四〕

松岡 萬 幕府の鷹匠。天保九年生る。勝、山岡等と交り、後西郷大久保とも交友す。明治四五年の頃政府に仕へて水利官となり、後警視廳大警視となる。明治二十四年三月死。年五十四。  
〔六〇、七二〕

松平右京亮 名は輝聲。上野高崎藩主。大河内氏。輝聰の子。萬延元年八月家督相續。明治十五年十月子輝耕に譲る。〔九〕

松平越中 松平定敬に同じ。〔三一〕

松平大藏大輔 松平慶永に同じ。〔三〇〕

松平確堂 名は齊民。美作津山藩主。越後守と稱す。將軍家齊の第十六子。文化十一年七月生る。出で、松平氏を嗣ぐ。維新の際徳川氏の後見として功あり。明治二十四年三月死。〔三四〕

松平河内守 名は近直。〔三一〕  
松平刑部大輔 五掲出。〔四九〕  
松平定敬 一、二、三、四、五、六掲出。〔四八〕

松平周防守 二、四掲出。〔二九〕  
松平丹後守 名は光則。戸田氏。信州松本藩主。弘化二年十月家を承け、明治十四年十二月子康泰に譲る。明治三十六年三月死。〔九〕

松平縫殿頭 三、四掲出。〔二九〕  
松平肥後 松平容保に同じ。一、二、三、四、五、六掲出。〔三一〕

松平豊前 三、四、五掲出。〔三一〕

松平萬之助 名は定教。伊勢桑名藩主。猷の長男。安政四年四月生る。明治二年八月先代定敬の後を承く。明治三十二年五月死。〔四八、五八〕

松平慶永 春嶽に同じ。一、二、三、四、五、六掲出。〔三一、一六〕

松平大和守 五、六掲出。〔九、三三、四九〕

萬里小路博房 一、四掲出。〔三五、三八〕

三雲爲一郎 佐土原藩士。名は種方。爲一郎また長太郎と稱す。天保十年七月生る。槍術に長ず。仕へて近習側役より物奉行に進む。慶應中洋式兵學傳習の爲上京。明治元年四月徴されて軍監となる。九月會津城攻圍中に陣没す。年三十。  
〔六六〕

溝口誠之進 越後新發田藩主。名は直正。伯耆守と稱す。直溥の子。安政二年二月生れ、大正八年七月隱居。十月死。〔四四〕

三岡八郎 三、五、六掲出。〔一六〕  
水野痴雲 五掲出。〔一一、一九〕

水野出羽守 名は忠敬また羽後守と稱す。駿河沼津藩主。同姓忠明の二男。嘉永四年七月生る。慶應二年十月忠誠の後を嗣ぐ。明治元年上總菊間に移封。四十年八月死。〔四四〕

箕田傳兵衛 二、三、四、五、六掲出。〔四一、四二〕

三宅備後守

名は康保。三河田原藩主。同姓友信の子。天保二年二月生る。嘉永三年十一月康直の後を嗣ぐ。明治二十八年一月死。〔四四〕

向山隼人 一、二掲出。〔八二〕

村田新八 二、三、四掲出。〔七九、九八、一〇四〕

室賀甲斐守 五、六掲出。〔三一〕

毛利大膳 敬親に同じ。二、三、四、五、六掲出。〔八、四四〕

毛利元徳 毛利廣封に同じ。二、三、四、五掲出。〔四二〕

【ヤ行】

ヤ



安岡覺之助

名は正義。土佐香美郡山北村の郷士。文久中武市瑞山に屬し、國事に奔走し、罪を獲、久しく幽囚せらる。維新の始赦され、小笠原唯八の部下に屬し奥羽に戦ひ、戊辰十月若松城下に戦死す。年三十四。〔五五〕

安岡亮太郎

また良亮と稱す。土佐幡多郡中村の郷士。文武の學に通じ、幡多郡山下方下役となり行餘館の文武導役をかね、のち泉州堺陣屋詰となる。明治元年東征に従ひ功あり。後彈正臺少忠より大忠となり、集議院判事、民部少丞、高崎縣參事等を経て熊本縣令となり、明治九年暴動の際死去。〔五四〕

矢田堀敬藏

矢田堀讚岐に同じ。六掲出。〔四一〕

矢田堀讚岐

六掲出。〔二〇、三二〕

柳川春三

名古屋大和町の人。西村武兵衛の子。名は春蔭、幼にして神童の名あり。紀藩の老臣水野士佐守に知られ知行七十石を賜はり、寄合醫師を命ぜらる。慶應初年幕府に召され、開成所教授頭取となる。この頃中外新聞を發行

柳原前光

す。明治維新の後大學少博士となる。三年二月肺を病みて死す。年三十九。〔一〇〕

山内土佐守

光愛の子。嘉永三年三月生る。次良鷹と稱す。戊辰の役功あり。後諸官に歴任し樞密顧問官となる。明治二十七年九月死。〔四四、四七、四八、五一、五二、六二、六四、一〇二〕

山内容堂

土佐藩主。名は豊範。熊五郎、また鹿次郎と稱す。先々代豊熙、豊惇の弟。安政六年二月家を承く。〔四四〕

山岡鐵太郎

名は高步。字は猛虎。鐵舟と號す。小野朝右衛門高福の五男。天保七年六月江戸本所に生る。父に従て飛驒に生長す。二十二歳の時出で、山岡氏を嗣ぐ。武道に秀で千葉周作に従ひ無刀流を始め、春風館を設立し門生を教育す。維新の際徳川氏の爲功あり。後宮中に出仕し、皇后宮亮、宮内少輔となる。明治天皇に信任せらる。十九年功を以て子爵を授けらる。二

十一年七月死。〔三四、六〇、六一、六四、七二、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、九一、九六〕

山口信濃

山口駿河守に同じ。〔二〇〕

山口駿河守

六掲出。〔三二〕

山田顯義

山田市之丞に同じ。三、四、五掲出。〔二〇一〕

山地忠七

二、六掲出。〔五三、五四〕

三

嘉言親王

伏見宮邦家親王第二王子。文政四年正月誕生。天保二年五月聖護院盈仁親王附弟となり、十一月光格天皇養子となる。三年二月親王となり嘉言と名のる。この月聖護院に入る。法名雄仁。九年七月二品。安政六年十一月一品に進む。明治元年正月復飾、嘉言に復名す。同年八月薨す。四十八歳。〔四四〕

【ラ行】

リ

龍王院堯忍

東叡山執當職。文化十四年九月江戸本郷森川町に生る。幕府旗下田口某の二男。文政十一年歳甫めて十二、上野東叡山に入り兜運大僧都の弟子となる。長じて比叡山に學ぶ。後上野普門院福聚院等の住職を經、寒松院に入り東照宮別當職を勤む。安政五年公現法親王の教授職となり、幾もなく執當職に補し、明靜院に住す。戊辰の役親王に従ひ山を出で途を失し、後仙臺に會す。ついで捕はれ江戸に送り糺問、謹慎を命ぜらる。明治二年免され越後五箇國分寺に退き居り、十六年九月寂す。年六十七。〔六八〕

輪王寺宮

公現法親王に同じ。〔九、三四、三五、四九、五〇、六七、六八、七二、八一〕

【ワ行】

ワ

和田壹岐

名は信美。鳥取藩老臣。慶應元年執



政に任じ、藩政を釐革す。三年罷む。明治元年復職。二月東山道軍に屬し、東征、甲府を歴て江戸に入る。ついで奥羽征討軍に加はり仙臺に至る。二年歸藩、執政に復し大參事となる。幾もなくして致仕。三十二年十月死。年五十六。

〔五二〕

分部若狹守

名は光貞。近江大溝藩主。實は板倉勝明の弟。分部氏を嗣ぎ、天保二年三月家督を承く。〔四四〕

渡邊

清 渡邊清左衛門に同じ。四掲出。〔六五、六六、六七、六八、八六、八七、一〇四、一〇五〕

昭和十七年九月十日印刷  
昭和十七年九月十五日發行

近世日本 明治天皇御宇史(第七册)  
定價金貳圓五拾錢

著者 徳富猪一郎

發行者 株式會社 明治書院  
東京市神田區錦町一丁目十六番地  
取締役社長 森下松衛

印刷所 凸版印刷株式會社  
東京市下谷區二長町一番地  
代表者 井上源之丞

(出文協承認)  
ア210113號

不許  
複製

發行所

配給元

東京市神田區錦町  
振替東京四九九一番  
電話神田二一四七番


東京市神田區淡路町  
二丁目九番地

株式會社 明治書院

日本出版配給株式會社

日本出版文化協會會員番號三三〇五番

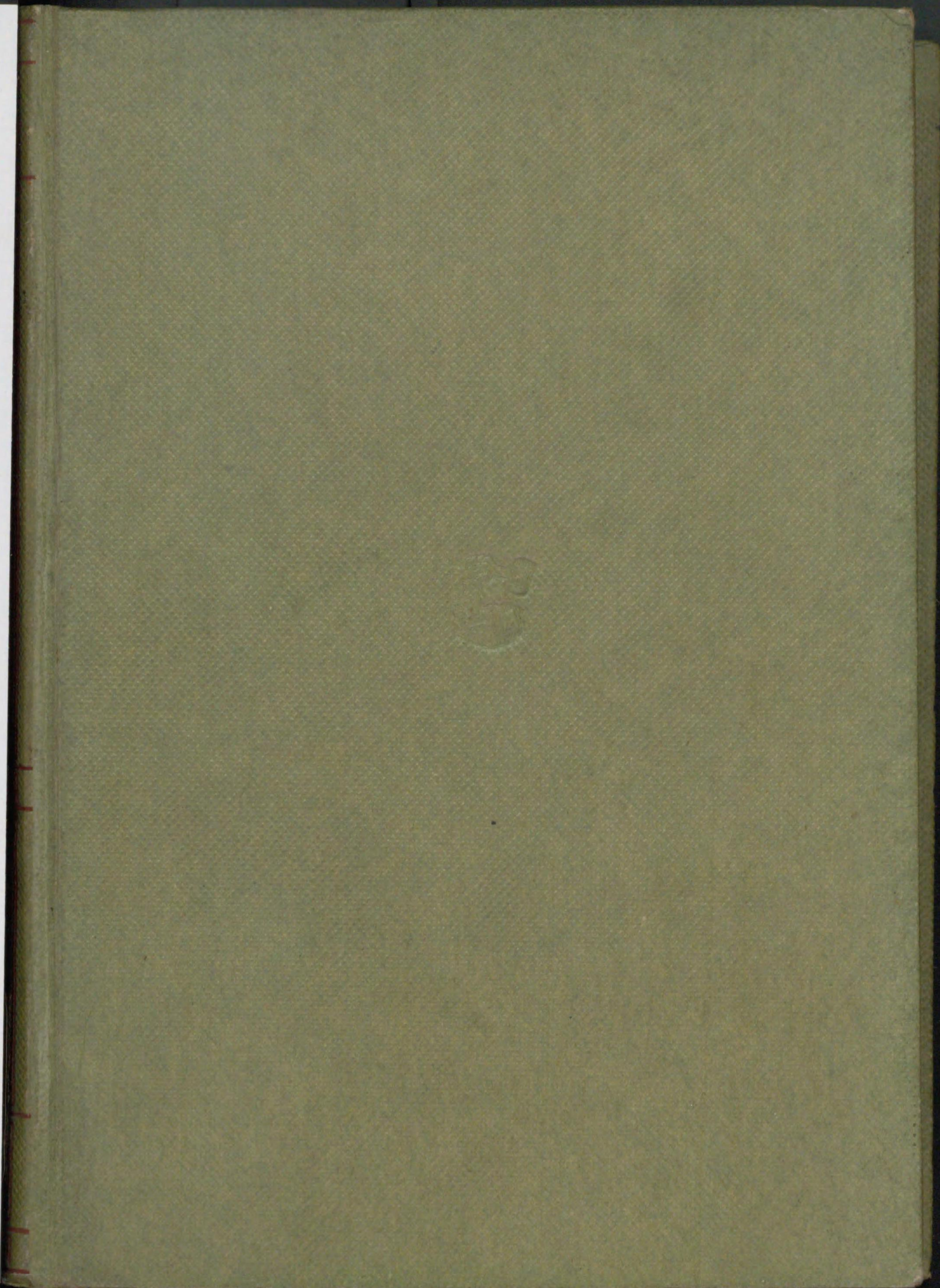
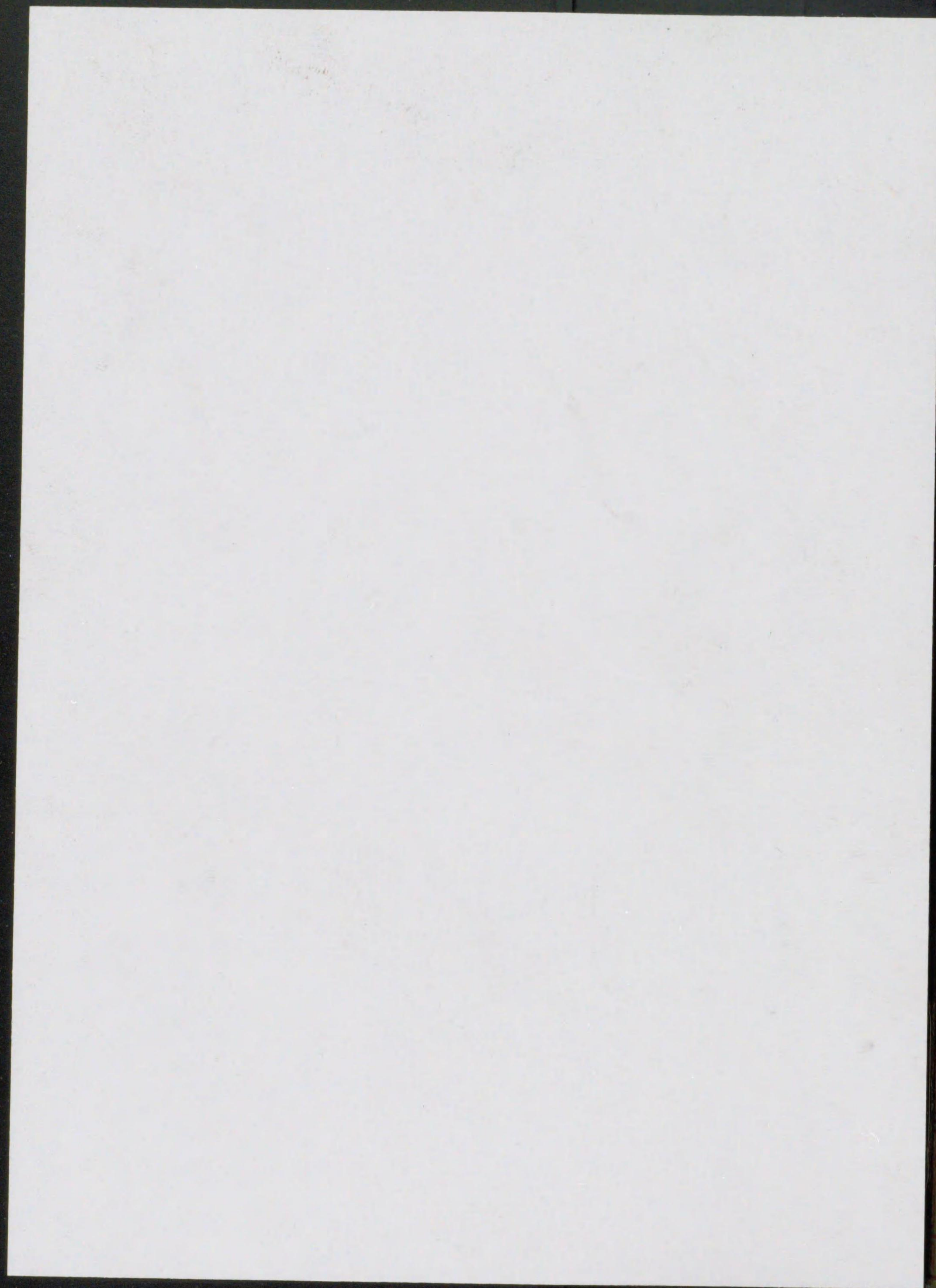












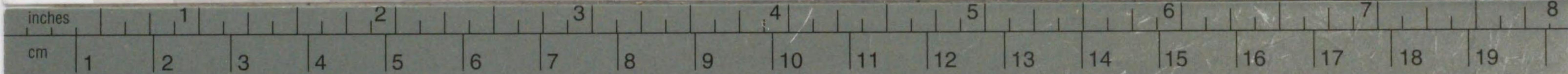


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

